

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成28年3月8日(火) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 21名
- 1番 藤田尚美君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 伊藤裕一君
 - 5番 長田麻美君
 - 6番 山本伸子君
 - 7番 杉森弘之君
 - 8番 須藤京子君
 - 9番 黒木のぶ子君
 - 10番 甲斐徳之助君
 - 11番 池辺己実夫君
 - 12番 守屋常雄君
 - 13番 市川圭一君
 - 14番 小松崎 伸君
 - 15番 石原幸雄君
 - 16番 遠藤憲子君
 - 17番 鈴木かずみ君
 - 18番 利根川英雄君
 - 19番 山越 守君
 - 20番 板倉 香君
 - 21番 柳井哲也君
 - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 1名
- 2番 秋山 泉君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総務部次長	藤 田 聡 君
市民部次長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建設部次長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

平成28年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成28年3月8日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(市川圭一君) おはようございます。

2番秋山 泉君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(市川圭一君) 初めに、8番須藤京子君。

[8番須藤京子君登壇]

○8番(須藤京子君) おはようございます。会派、市民クラブの須藤京子です。

通告に従って、一般質問を行います。

最初に、質問項目の文言の訂正をお願いいたします。3項目目の2つ目に、「市役所消防団」とありますが、「市役所消防隊」に訂正していただきますようお願いいたします。

それでは、最初は平成28年度予算についての質問です。

根本市長にあっては、就任後初の予算編成ということで、前市長のツケが色濃く残る中での調整は大変だったろうと推察いたします。これまで私は、新年度予算編成に当たっては、市政運営の透明性を図るため、予算編成過程を公表すべきだと訴えてまいりました。また、事業執行を予定しているものは当初予算に計上し、補正予算を多用すべきではないと申し上げてきました。

しかし、前市長は、年間の事業計画をきちんと立て予算化するのではなく、とりあえず予算編成をし、その後、市民要望に應えるという大義名分のもと、年度途中に新規事業を計上するという手法を多用してまいりました。それは、あたかも柔軟にスピード感を持って市政執行しているという印象を市民に与えました。

ところが、実際は行き当たりばったりの事業執行であり、少ない予算で始めた事業が補正の繰り返しでどこまで膨れ上がったかがすぐにはわからない、後戻りもできないという状況を生

み出したのです。財政を担当された方々は、常に厳しい局面に立たされ、独裁による市政運営と悪戦苦闘しておられたのではと推察する次第です。

こうした市政運営の後を受けた根本市長としては、議会初日の市長説明で述べられたように、当初予算策定に当たっては、補正予算対応を視野に入れた調整ではなく、1年間の事業計画を立て、全てを当初予算に計上するという考えのもとで予算編成を行ったと、その覚悟が示されたところであります。また、予算編成過程も概略的なものではあります、ホームページに公表され、市政運営の透明性も図られました。私としては、こうした点を率直に評価したいと考えております。

それでは、1項目めの平成28年度当初予算編成方針について質問してまいります。

1点目は、根本市長の当初予算についての基本的考え方について、5項目の質問をさせていただきます。

28年度予算編成については、先ほど一部触れましたが、まずは前市長時代の予算編成との相違点について伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 須藤議員の質問にお答えします。

平成28年度の予算につきましては、これまで各課等で行った事業の一つ一つをもう一度、市民目線に立って問い直し、真に市民の利益につながる事業かどうか、編成いたしてまいりました。

前年度予算との相違点につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金や国庫補助金などの一部補正予算対応としていた経費について、当初予算編成時点から年間計画を立て、当初予算について全額計上しております。市債につきましては、従来は市債残高の減少を第一に考え予算を編成しておりましたが、今後は各事業目的のために設置された基金の残高確保にも努めてまいりたいと考えております。

その上で、来年度予算は、大規模な投資的事業に対しては必要に応じた市債を組み込むなど、市債残高と基金残高とのバランスを考慮した予算としております。また、財源の確保策といたしましては、市が保有し未活用となっている財産についても、売却を視野に入れた検討を進めてまいります。売却に伴う収入のほか、継続的な税収も見込むことができるようになるなど、今後財政不足に対応したさまざまな取り組みを鋭意進めてまいります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 市長から御答弁をいただきましたが、今の御答弁で思ったのは、これまで見せかけ重視の市政運営をやめて、当初予算の膨らみも考慮し、ただ、必要な経費は財源のバランスを考えながらも、市債発行もやむなしというような覚悟で取り組んでおられたとい

うことを理解いたしました。年間計画を立て、全体のバランスを考えた上で市政運営をしていくという、その姿勢には、多くの市民が納得するのではないかというふうに思います。こうした計画性は、最も重要なことだと考えます。

しかしながら、一方で、年度途中に浮上してきた住民要望などに対し、要望の緊急性・公益性・効果などを考慮した上で、軽微なものに対応していくことも必要ではないかというふうに思います。この対応は、前市長と同様になってしまいますが、あくまでもバランスの上で年度途中での補正、このことに対してはどのように考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 補正予算につきまして、極力年度途中の補正予算はなくすという考えのもと、今回の予算編成を行ったわけでございますけれども、全く補正対応をなくすということではないと考えております。補正の明確な理由と、市民の福祉向上に資する事業と判断されれば、それは補正計上を検討しています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に予算編成過程で、各部局の予算要求額をどういうふうに絞り込んでいったのか。絞り込みでの留意した点についてを伺います。

市のホームページに予算編成の推移が公表されています。それによりますと、昨年11月6日に各部局から当初の予算要求額が示されました。この時点では、歳入およそ247億円、歳出およそ276億円が計上され、その差額は29億円余りになっていたことがわかります。これは、市長の方針による当初予算重視の考えのもとで予算要求がなされた結果だと思われまます。そのため、現在の予算にまで絞り込むのが大変だというふうに思われますが、その絞り込みの際し、留意した点は何だったのかということをお伺いします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 予算の編成であります。当然のことながら、事業の費用対効果の検証はなされているか、過大な要求となっていないか、横断的・効率的な予算執行が可能かということ十分に精査するとともに、複数年度にまたがる事業については、適正な事業計画がつくられているか、さらに補助金を活用する事業については、次年度以降の補助金の動向等も含めた検討を行ってまいります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今御答弁いただきましたが、今の御答弁では、絞り込みの際の基本的な骨格しかわかりません。そこで、もう少し具体的に伺いたいと思います。

さきのホームページでの予算編成の推移を見れば、11月6日に当初要求額が示され、その

後、11月、12月に5回の修正が行われ、年明け早々の1月7日に予算案として提示され、その後もさらに絞り込まれ、現在の予算案が調整されたということになります。何度も予算編成会議で協議が行われ、その間に部内検討がなされ、さらに編成会議に持ち込まれるといったことが繰り返されたのだらうというふうに思います。

1月の予算案としてまとめられた後も、歳入歳出とも増減がありました。具体的には、例えば歳出については議会費や総務費、教育費などは増額し、民生費や衛生費などは減額されたのですが、この協議においては、どのような理由で修正が加えられていったのか、市長の意見等も踏まえ調整されたというふうに思いますが、その判断の一端をお示しいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 須藤議員の御質問にお答えします。

11月に、10月に各課からの予算要求を開始しまして、要求を締め切った後、何回かの編成会議を持ちまして、その当初予算のほう、編成作業を行っております。その際に、まず投資事業、各課からの、各担当からの要求をそのまま受け入れております、要求を受け付けておりますので、当初予算をまとめた段階では、投資事業については30億円程度の予算オーバーというところから協議が始まっております。

その際、その当初事業に財源を回すために、投資以外のところ、例えば扶助費ですとか、その補助金関係もそうですし、投資以外のところで、その財源を生み出す、その投資に回す事業予算を生み出すという作業をまず行います。それで、ある程度投資に回す事業が生まれた段階で、各部の投資事業を優先順位をつけた形で、各部から優先順位をつけた形で、その順番、その順位づけを行って作業を行っております。

です、その過程の中で扶助費、あるいはそれ以外のところでの削減状況も踏まえての編成の、何回かの編成の中間報告をしておりますので、その際の形で扶助費、あるいはそれ以外の経費、維持補修費ですとか、そういう部分で多少の上下が発生して、逐次その情報をお知らせしている形になっていると思います。その調整がつかましたら、投資的事業の優先順位をつけて、です、その何回かにおいては、その費目において上下、減額、あるいは増額したりという状況はあります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も、この予算編成の絞り込みという感じでございますけれども、確かにことは教育、それからいろいろと経済とかでございますけれども、ある程度の、投資によっては、ここをちょっと、教育、もっとスピードを上げた予算編成をしよう、そしてちょっと

ここは建設がことしはちょっとスピードダウンしていいんじゃないか、そういうことの視野を入れたものを私はこれからの予算編成ではあっていいのかなど。要するに、もう一番今何が必要なのか、これはもうちょっと待ちましょうという形の柔軟な予算の編成というのを、これから私は視野に入れて検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、市長からも御答弁いただいて、やはり市長の市政運営、市政への向かい方、これをお示しをいただいて大変ありがたいというふうに思いました。各課のこうした事業、それを予算化する、各課はそれぞれ自分たちのやっている仕事ですから、事業ですから、大変思いも深く、それを充実させていきたいというのがあります。でも、一方で、今市長が言われたように、市政全体の中では優先順位をつけざるを得ない時期もあるということで、その際に誰がそのリーダーシップをとっていくのかということになると、市長だというふうに私も考えます。その点で、今市長が担当課の考えとプラスして市長のお考えを伺えたことで、私としては安心をいたしました。

それでは、次に扶助費の増加への対応です。扶助費は、高齢化の進展や、子育て世代への支援など、福祉施策の充実とともに増加をしております。市民の命や暮らしを支える根幹というべきものであります。これは自治体としての使命でもありますが、その対応について伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 一般会計の中でも、最も大きな割合を占める扶助につきましても、民間保育園運営支援や、障害児や、それから介護給付費の増などにより、前年度比4%、2億2,000万円の増額となっております。市民の社会保障を担う扶助費については、安易な圧縮や先送りなどによる対応ではなく、適切な見込み方式により、当初時点で見込まれる全ての予算計上をしております。それら必要な事業の年間計画を立てた上での不足する財源については、他経費の見直しや財政調整基金の取り崩しにより対応してまいります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、扶助費に対しての市長の御答弁をいただいたのですけれども、今の御答弁の中で、この扶助費に対する市長、執行部のお考えが、一端がうかがえたわけですが、扶助費というのは市民の方への社会保障という、これは当たり前のことですが、それがきちんとたわれ、だからこそ事業の安易な圧縮とか先送りをして対応するのではないという姿勢を今、御答弁の中で伺いました。

この考え方には、私も深く同感するものであります。特に若い世代の人口流入を視野に入れ、医療福祉費支給制度の拡大等も実施した今回の予算では、ほかの分野の経費の見直し、そして財政調整基金の取り崩しも覚悟して、この扶助費を確保したということでございました。この

ことは大いに評価すべきだろうというふうに思っております。こうした姿勢を今後とも市長にあっては貫いていただきたいというふうに思うところであります。

それでは、次に投資的経費について、その優先順位についてであります。まちづくりには投資的経費の支出は欠かせないものではありませんが、当然財政とのバランスの中で考えていかなければならないものであります。そこで、事業執行に当たっては、事業に優先順位をつけざるを得ないと考えます。

そこで、市としての考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 投資的経費につきましては、次長以上をメンバーとして予算編成会議において、例えば建物が今までは全て鉄筋でございましたが、最近では木造を検討するなど、具体的な工法や内容についての検討も行っております。市全体の優先順位を何度も議論し、採択事業の決定をしております。さらに、大型投資事業や継続的に取り組む必要がある事業については、後年度以降の予定も含め議論・検討しております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁のように、さまざまな各度から見直し、そして新たなアイデア等を含めながら、この投資的経費、そして学校の新設という大きな課題もございます。その点も含めてどのように長期的に見ていくのかというところをしっかりと押さえながら、優先順位をつけながらやっていただきたいというふうに思います。

次に、市制施行30周年の記念事業の考え方を伺いたいと思います。

28年度は市制施行30周年というふうになるそうですが、どのような事業が企画されているのでしょうか。30周年の記念事業として考えられてはいないようですが、この事業がどのようなようになっていくのかをお答えお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 28年度は、市制30周年となりますが、記念式典等は開催するのではなく、既存のイベントを利用して30周年を周知するような事業を検討いたします。ですから、牛久市ではいろんな大会がございます。そのときは牛久の30周年という冠を使っただき、そして市とそのイベントが各連携の中でのお祝いをするようなことをすれば、お金もかからず、なおかつその30周年イベントの効果が上がるものと期待しております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、基本的な市の姿勢というのを伺いました。既存のイベントを活用して、年間を通じて牛久市制を市民みんなでさまざまな角度でお祝いしていこうという姿勢については、私もうなずくものがございます。でも、今の御答弁では、具体的にはどのようなもの

になるのかがちょっとわかりません。基本的な考え方はわかりましたけれども、具体的なものが見えてきません。それで、牛久市でいうと一番大きなお祭りというのは、夏に行われるかっぱ祭りというように私も考えます。そういうようなお祭りのときに、この30周年という冠を上にいただいて、みんなで行事を楽しむということになるのだらうというふうに私は推察するのですが、その際に、例年の既存のイベントを活用するのはもちろん十分理解するところですが、その事業、それを支える事業団体、その方々への財政的な支援というか、そういうものも含めて考えておられるのか。その点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 1度に30周年、そういう式典をしますと、1年、それだけで終わってしまうというよりは、各いろんな団体、例えば私的でございますが、野球連盟の方にも願ひしてどうですか、そして予算的にも少し使っていていいですよという話で、そうしたらそういう話で4月の24日にプロ野球の2軍のオープン戦が、公式試合が牛久のまた新しい球場ができるということ、ですから私はいろんな、これからの団体にもう話をしています。この30周年を冠としていろんな企画で皆さん使ってください、そのときは市のほうもできる限り、人的、もしくは、もしいろんなポスターだ、何だかんだという場合は、牛久でも、行政としても応援しますということを行っています。

ですから、かっぱ祭り、Wa i ワイ祭り、その各実行委員会、または商工会の方にもいろいろなお話、もう1年間に30周年をいろんなところでやろうというのが、私の考えるところでございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今市長から、具体的なイベント名は出て、野球はもうかねてより市長も推進していらっしゃるということでお伺いできましたけれども、それ以外のところはちょっとまだ具体的なイベント名というのは公表されませんでしたけれども、市民団体、多くの方々がこの機会に牛久市を盛り上げようということで、事業を考えていってくださるというふうに私も思っております。その際、今市長がおっしゃっておられたように、その団体だけに押しつける、お願いするではなく、市のほうでも幾分かの支援というか、その辺をお願いをして、ぜひこの30周年が牛久にとって本当に記念すべき年に、ああ30年、平成28年はそういう年だったねというふうに市民の記憶に残るような年にしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りまして、2点目の質問で、新年度予算における根本市長の政策の具現化について、どこまで根本カラーが出せたのかを伺いたいというふうに思います。

まずは、市長が公約で掲げた政策の予算への反映状況について、具体的な施策としてどこま

で予算計上できたのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 市長の公約をどこまで予算に反映したかという御質問にお答えいたします。

一般会計におきまして、マル福制度対象者の高校生までの拡大、そして重点地域へのカメラの試験設置、空き家バンク制度の整備、学校教育への人材バンクの活用などを計上し、また介護特会におきましては、認知症の方を支える優しいまちづくりとして、認知症初期集中支援チームの立ち上げ、そして支援や認知症カフェの運営の予算の計上を行いました。これらの事業の取り組みに当たりましては、タウンミーティング等を通して市民の皆様に説明し、また対話をしながら実現に向けて行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） さまざま市長が公約に掲げておられた政策が実現に向かって進んでいるということで、その点は執行部の皆さんの体制も、市長の公約に掲げた施策というのは、多くの市民が支持したものであるという認識のもとで推進をしていただきたいと思いますというふうに思います。

今、いろいろな事業名がお示しされたわけですが、その市長が掲げた公約の中でも、すぐには実現できないものもあるのではないかとこのように思います。今後それらについての政策の具現化、どういうことで進めていくのか、その点をお示しをいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 政策の具現化のスケジュールということになるかと思いますが、既に公約とした政策の一部につきましては予算化を行いまして、次年度より取り組むことができるよう進めております。また、特に中学校建設のように、限られた期間の中で推進すべきものにつきましては、市民の皆様に逐次計画の概要等をお示ししながら、完成までのスケジュールを明確にし進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいまも学校建設について御答弁をいただきましたけれども、やはりその覚悟を持ってその推進をしていくということ、それは今答弁の中でもありましたが、悠長に構えてはもう実際、本当に困っているときに対応できないということですので、財源の確保も含めて具現化をできるような体制にしていっていただきたいと思いますというふうに思います。

そういう事業執行のための財源確保、その意味で次の項目で、どういうふうに確保していく

のかという中で、事務事業の見直し、仕分けについて質問をさせていただきたいというふうに思っております。以前から私は主張しておりますが、今の時代は、あれもこれもこの時代から、あれかこれかを選択しなければならぬ時代に置かれていると思います。前市長時代に大きく広げられてしまった補助金、交付金の拡大や、さまざまな事業の推進に対しては、見直し、仕分けが必要ではないかと考え、質問する次第です。

まずは、補助金の見直しです。前市長は公務員たたくをする一方、市民に向けては、さまざまな団体等からの要請に積極的に応じる姿勢をとっていました。市民目線での市政運営という大義名分は、場合によっては市民に迎合するポピュリズムに陥るという状況をつくり出します。結果として補助金等の額はふえていきました。そういうことを指摘されたくないのか、ホームページ上に公表されていた補助金・交付金一覧もいつの間にか更新されなくなっておりました。

平成28年度当初予算編成方針に当たっては、当初予算要求指針が示されております。その中で、さまざまな留意点が指摘されておりますが、補助金や交付金に対して、各課では実際どのように判断し対応したのか伺います。予算書を見てみると、中には廃止や削減されたものもありました。グリーンファームやまちづくり会社への補助金が一例ですが、どのように判断されたのか、お伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 補助金につきましては、公益性、また効果、必要性を十分に検討しまして、当該団体の決算状況も確認をさせていただきまして、それを踏まえて、その上で必要以上の部分は圧縮、そして必要な部分については全て予算計上をしている状況でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁では、今回の補助金の計上は、必要なものを計上したということのようです。しかし、それがどこまで見直しできたのかということ、なかなか担当課レベルでは難しいのではないかと思います。そこで、補助金等を見直しする際の当該の、今答弁でもありましたが、当該の団体等の決算状況の把握と精査を行う体制を今後どのようにしていくのかを伺います。

どの団体も公益性は高く、一定の評価を受けていると自負しておられると思いますが、時代が変わろうが、何十年にもわたって同様の支援を受け続けるのが妥当なのかというふうにも思います。時代の流れとともに、支援の対象も変わっていかざるを得ないものであると言えないでしょうか。当然スクラップ・アンド・ビルドを行っていかなければならないと思っております。第三者によるプレゼンテーションを5年に1度は行うとか、担当課だけではない評価も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 補助金の見直しについての御質問にお答えします。

ただいま議員のほうからありましたように、各課等による検討だけでは無理があるかと思えます。そうした中で、副市长、部長、局長等を委員としました補助金等適正化委員会におきまして、当該団体の、先ほども申しました決算状況等を把握しまして、補助金が適正なものかどうかを継続的に審議しておるところでございます。今後も補助金が広く公平なものであり、また市の活性化につながるものとなるよう、継続的な見直しを行ってまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今御答弁いただいたのですけれども、なかなか難しい問題で、個別のことについては、私は予算委員でありますので、その中で確認をしてまいりたいと思えますので、この件はここまでとしたいと思えます。

それでは、次に事務事業の見直しと廃止について質問をいたします。

前市長が進めた事業、市民との協働で始まった事業は、事業の必要性、公益性を踏まえ、費用対効果を見きわめた上で再検討すべきというふうに考えます。各事業のスクラップ・アンド・ビルドを行っていくには覚悟が必要ですが、中学校の新設など新たなニーズを前にし、実施していくべきと考え、伺うものであります。

そこで、どのように見直しを行っていくのか、行政評価、事務事業の事業評価とか、政策評価とか、こうした取り組みが一方で必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 事業の行政評価等のお話ですけれども、牛久市では、平成14年度に行政評価を導入したものの、市民の方々からの評価を受けるシステムではなかったこと、またその評価結果を改善につなげていなかったこと、これらを理由に廃止しまして、それ以降は実施していない状況でございます。

しかし、限られた財源の中で行政サービスを継続させていくためには、事業のスクラップ・アンド・ビルドが必要であり、それには事業評価や政策評価は必要であると考えております。また、今年度策定しました牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、指標を設定し施策の成果を毎年行いまして、検証と改善、いわゆるPDCAサイクルを回し、必要であれば施策や取り組みの見直しを行うことを求めているところでございます。今後は、事務事業の見直しにつながる行政評価の仕組みについて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいま御答弁いただきましたけれども、新しい時代の中で大きく経済、そして人口形態も変わってこようという時代に、国からの指針で今新たな計画が出され、その中ではやはり効率的な事業運営をしていくのだということで、今答弁の中にもありましたようなPDCAサイクルをきちんと回していくということが重要だというふうに位置づけられております。

そうした姿勢を牛久市でも真摯に捉えて、ある意味、次の質問にかぶっていきますが、市民の満足度調査等を含めて、そういうものが1つの評価というふうにもなるのだろうというふうに思いますので、市民の満足、実感として受ける満足、そして執行部が行政として責任における継続的な市政運営ができるような、その責任において事業施策を見直していくと、この2つで取り組みをしていっていただきたいというふうに思います。

次に、今申しましたように、市民の意見・要望をどのように事業化、あるいは廃止に導いていくのかについてを伺います。市政運営に当たって根本市長は、市民との対話によるまちづくりを基本に据えるというふうにおっしゃっておられます。私もそのことに対しては同様に考えております。市民の声を市民の納得のもとで具体的な事業に発展させたり、反対に廃止に導いたりできればというふうにも考えますが、これをどのように進めていくのか、その取り組みについてお答えをお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 市民の意見、要望をどのように反映していくのかということでございますけれども、例えば今年度、牛久第二小学校への保育園建設を事業化し、10月補正予算について計上したところでございますけれども、牛久二小の保護者等より伺った意見をもとに事業を凍結したところでございます。これもまさに言われるとおりのものだと思います。

このように、市民の意見、要望について、今後は市長の公約でもありますタウンミーティングを通して、市民と対話し、引き続き事務事業への反映及びスクラップ・アンド・ビルドにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、今までの事務で行ってきた事業評価というのがしっかりしていれば、例えばグリーンファーム、それからいろいろなバイオマスタウン、いろんな構想がありました。もっと違うほうへ早く、もっと改善された、改善されたといえますか、もっと良好なものにできたのかなということで考えてございます。ですから、私もこれからいろいろ事業を行います。それは常にもう評価、皆さんに評価いただきながら、そして部内でも評価

しながらやっていくことが肝要だと思っております。

また、私も公約がございましたが、いざこのような立場になってみますと、私の公約以上にもっと、例えばきのう、伊藤議員が質問しました猪子住宅、あれを何とかもっと早くやらなければいけないと、第一幼稚園ももう喫緊の課題でございます。もうそれより私の、私もそれで一応選挙を戦ってきたものですから、それをないがしろにするんじゃなくて、やはり優先順位をしっかりとって、それは何でやらないんだということでは言われたときは、これから4月からタウンミーティングをしまして、これはこうですが、こういう順序がありましたということで皆さんにいろんなお話をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今市長からも御答弁いただいて、その市長のお考えというのは共感するところというのも多々あります。市長候補者として市政運営についての、皆様にお示した公約と、実際になってみたら市長が感じられた喫緊の課題、この課題それぞれを精査しながらやっていくのだと。その根本に、それらの判断をする根本には市民の方がいらっしゃること、これは大変重要だというふうに思えます。牛久第二小学校の保育園建設、補正予算が計上されていたのを凍結されたと、その対応の素早さというのは、実は私も大変びっくりして評価をした次第です。

これからいろいろなそうしたさまざまな課題があると思いますが、前市長は自分がその判断基準だというふうに答弁の中で、私が予算などに関して、こうした事業の見直しを質問いたしますと、その判断するのは自分だというようなことをおっしゃっておられました。今その予算についてのさまざまな質問をした中で私が感じたのは、やはり根本市長はその中心にあるのは市民の声なのだということで、いろんな意味でその点を私は今後も貫いていっていただきたい。ただ、一部の大きな声を出す人の市民だけでなく、さまざまな立場に置かれている市民の声を拾い上げて推進して行っていただきたい。

ただ、その際、今市長がおっしゃっておられたように、なぜじゃあ公約のこれができないのだということに対して批判があるかもしれない。でも、そのときには説明をしていくというふうにおっしゃっておられた。まさにそのことに尽きるというふうに思えます。市民の方の疑問に対しては丁寧に説明をして、説明しただけで終わらずに、納得いただいた上で、新たな事業に取り組んでいる、その姿勢で頑張っていたいただきたいというふうに思えます。

それでは、大きな2番目の項目に移ってまいります。

第19回全国障害者スポーツ大会、いきいき茨城ゆめ大会と障害者スポーツの推進について質問をまいります。

平成31年には、茨城県で国体が開催され、その国体後には、会期3日間の予定で第19回

全国障害者スポーツ大会、いきいき茨城ゆめ大会が開催されます。いきいき茨城ゆめ大会では、牛久市は残念ながら競技が行われず、近隣では取手市とつくば市で行われる予定となっています。そして、平成32年、翌年には、皆さん御存じのように、東京オリンピック、そしてパラリンピックが開催されることになっています。私たちは、このような障害者スポーツの祭典を間近に見ることができる幸運に恵まれたと思っております。障害者アスリートの躍動する姿は、多くの人々に勇気と感動を与えることと思っております。

私自身、大分県で開催された国際車椅子マラソン大会、そして全国障害者スポーツ大会で車椅子バスケット、それから陸上競技などを見学したことがありました。そのとき、障害者アスリートの圧倒的なパワーに心が揺さぶられたことを今でも鮮やかによみがえらせることができます。

しかし、こうした競技性の高い障害者スポーツは、活動拠点を市町村に置く個人、また団体はほとんどいないと言っていると思います。せっかく茨城県で障害者スポーツの祭典が行われるのに、牛久市出身の選手は誕生しないのでしょうか。大会をつかさどるのが茨城県としても、牛久市としての取り組みはできないものかと考えます。

まずは、大会に向けた選手等の育成支援について質問いたします。県では大会に向け準備委員会を立ち上げ、これまで4回の委員会を開催し準備を進めています。また、選手育成強化事業にも取り組んでいるところでもあります。

そこで、選手、障害者、ボランティアの育成支援のため、障害者団体・個人への呼びかけによる選手の発掘とでき得る限りの支援、特別支援学校との情報共有、連携、市内ボランティア団体、市民への呼びかけなどができないかを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 全国障害者スポーツ大会、いきいき茨城ゆめ大会と障害者スポーツの推進についてお答えいたします。

大会に向け選手等の育成支援についてですが、県が策定する茨城県障害者スポーツ選手育成・強化基本計画に沿って、県及び関係機関と連携して取り組んでまいります。特に、この大会が選手発掘や交流等の機会となるため、障害者団体や特別支援学校、事業所等と連携し、周知を含めた参加支援を図ってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今御答弁をいただいたところですけれども、市が行うにはやはりちょっと限界があるということで、牛久市にお願いしたいのは、そうした選手等の発掘にできるだけの呼びかけ・啓発といいますか、情報発信ではなかろうかというふうに思いますので、その

点をこれからも強化していただきたいというふうに思います。

続いて、オープン競技等参加のための支援について伺います。いきいき茨城ゆめ大会の開催時には、個人・団体合わせて13の競技種目が行われます。また、このほかにもイベントやオープン競技も行われます。オープン競技は、広く障害者の間に障害者スポーツを普及させるため、各大会で実施されています。茨城大会でも、種目は未定ながら実施される運びとなっています。開会式やこうした競技などへの参加は、障害者のスポーツへの関心を引き出し、ひいては健康づくりにも一役買うきっかけともなり得るものと考えます。

そこで、大会への参加のための支援として、例えば見学のための準備やバスの運行など、交通手段の確保ができないか、またオープン競技の種目によっては、競技に参加できるような練習等ができないのか、市が直接開催するのが難しい場合でも、障害者が通所する施設のサービス内容に組み込めるよう、事業所への働きかけができないのか。そうした点について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） オープン競技等参加のための支援については、見学や練習参加への交通手段や支援ボランティアの配置等を検討してまいります。

なお、現時点では競技種目は未定となっておりますが、県及び体育団体等と連携して、初めての方でも参加しやすい競技の検討など、企画運営を進めてまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、前向きな御答弁をいただいて、本当にスポーツというのが障害者の方々にどんなふうに喜びに変わっていくのか、そういうのをお示しするというのも行政の1つの投げかけではないかというふうに思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

次に、障害児者のスポーツ活動の推進について質問をいたします。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進されなければならないというふうにされています。茨城ゆめ大会の開催を契機として、地域における障害者スポーツの普及促進に取り組むことはできないのでしょうか。市内においては、競技性の高いスポーツに取り組んでいる障害者の方は余りおられません。

また、障害児がスポーツに触れる機会は、学校以外ではまれではないかと思われます。スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立ち、誰もが気軽に生活の中で楽しむスポーツへと発展できるよう考えていく必要があると思われます。障害の有無にかかわらず、スポーツに参加できる機会を市として積極的に提供していくべきと考え、質問をするものであります。

まず、障害児者のスポーツ活動の推進についてであります。

1つは、障害児、障害者のスポーツ活動を地域としてどう取り組んでいくのかということになります。市として実施している事業には、取手市、龍ヶ崎市や阿見町などと協働で市町村が持ち回りで行っている地域障害者スポーツ大会があります。これは、スポーツを楽しむとともに、他市町村にわたっての交流が大きな目的ですが、学齢期の児童・生徒には参加が呼びかけられておりません。人の暮らしの中に根づくスポーツとして、大人も子供も楽しめる機会として、地域の大会が活用されたらというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

また、地域における障害者スポーツの普及のためには、まず障害のある方自身が障害者スポーツを知る、親しむことが大事ではないかと考えます。そのためには、障害者の方が通う障害者施設での理解、取り組みが必要不可欠です。市として、そうした施設への働きかけができないかと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害児者のスポーツ活動の推進につきましては、毎年開催される県主催の身体障害者スポーツ大会へ、障害者連合会及び障害者サービス提供事業所と連携して積極的に参加しています。この大会は、競技種目ごとに順位づけを行うため、事前練習を行うなど、参加者が意欲的に競技に参加する好機となっております。

また、県南8市町村が参加する、地域身体障害者スポーツ大会は、個人及び団体競技があり、一番身近な大会となっております。平成28年度は、当市が開催地となっており、障害児者が参加しやすい企画運営を進めながら、スポーツ参加の機会として最大限に生かしてまいります。

そのほか、任意活動団体の中で、障害者が参加する野球チームやフットサルチーム等があるため、それらの活動紹介等を行うことで、参加の機会につながるよう支援してまいります。

健康維持のために、機能回復訓練やレクリエーション活動に参加することは重要なことですが、技術の向上やチームでの勝利の喜びを味わう競技スポーツに参加することも、生活の質を高める上で非常に重要なことであると考えております。障害者スポーツを通じて、日常的にスポーツを楽しむ機会が広がり、障害者の社会参加が促進されるよう支援を図ってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、続いて障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進について伺います。

現在、国では総合型地域スポーツクラブの推進が奨励されております。総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツを楽しむことのできる、新しいタイプのスポーツクラブであります。牛久市でも、牛久、岡田、奥野の3地区に分かれ、それぞれ活動が展開されております。この総合型地域スポーツクラブで障害者スポーツの導入が図れないものでしょう

か。

ヘルシーボール大会には障害者グループが参加したりしていますが、障害者スポーツの中にも、障害があるなしにかかわらず一緒に楽しめる卓球バレー、ボッチャ等の競技があります。これらは高齢者も子供も楽しめるものであります。こうした競技をともに楽しむ中で、障害への理解や啓発にもつながるのではないかと考えますが、市としてどのように考えるかを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進についてですが、障害の有無にかかわらずスポーツを通じて交流を深めることは、人格と個性を尊重し合う絶好の機会となるため、牛久市体育協会及び各地区スポーツ交流会等と連携しながら、より自然に交流ができる競技及び方策について検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この4月1日から、障害者差別解消法が施行されます。この法律の施行により、全ての国民が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現につなげることを目指しております。障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、社会的障壁を取り除くためにも、必要で合理的な配慮を行うことが求められております。こうした意味からも、今後市が行う行事へ障害のある人が参加できるよう整備を進める必要があると思います。

そこで、次の障害者スポーツの推進体制の整備について質問してまいります。

障害者スポーツは、リハビリや健康増進を主体に考えていた時代から、スポーツを楽しむ、生活を豊かにするもの、と考え方が変わり、所管する省庁も厚生労働省から文部科学省となり、スポーツ基本法の中に位置づけられるようになりました。

このように、障害のある人のスポーツの位置づけが変わってきたことや、差別解消法の施行などの点からも、障害者スポーツを推進していくための体制整備が牛久市でも必要ではないかと思えます。そのためには、社会福祉課だけでなく、スポーツ推進課、体育協会などとの連携が必要不可欠であると考えられます。そして、さらに今後は、特別支援学校との連携も必要となってくるのかもしれない。

推進に当たっては、施設のバリアフリー化もまた進めていかなければならないものであります。公共施設では、バリアフリー化も進んでおりますが、障害特性を理解した上で、施設整備を再点検していく必要も生じてくると思われれます。このように、今後の障害者スポーツの推進には、改めて見直しが必要と考えますが、市としてどのように考えるか、伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害者スポーツの推進体制の整備につきましては、地域スポーツ団体や学校、障害者サービス提供事業所等と連携し、ハード面及びソフト面について、総合的に推進してまいりたいと考えております。

ハード面につきましては、障害の有無にかかわらず、誰もが使用しやすい施設の設計を進めております。今月末に竣工する野球場についてですが、改修したメインスタンドは、高齢者や車椅子の方でも移動しやすいスロープ設計になっております。そのため、車椅子の方が観戦する際はもとより、関係者として参加される際も同様で、バリアフリーを基本設計にしています。

また、施設整備とあわせ、施設内の案内表示につきましても、視覚障害者や知的障害の方でもわかりやすく、見やすいサイン等、ユニバーサルデザインを進めてまいります。

ソフト面においては、障害の有無にかかわらず、個人を尊重し、思いやりの心で助け合う心の醸成を図るよう、障害者団体やスポーツ団体等と連携しながら啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、各課の連携が重要だということで、この野球場の新たな改修の際には、そういう点も含まれていたということで、大変力強く思いました。以前、中央生涯学習センター文化ホールができたときに、実は最初、障害者の方用のトイレが考慮されていなかったというような時代もありました。今はそういう点も考慮され、ましてサインまで、知的障害の方がここは何だというのが見てわかるような形でのサインまで配慮しているということで、こうした姿勢をほかの部局の方々、社会福祉部だけで考えていくのではなく、市全体の中で考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に女性消防団の積極的活用について質問をしてまいります。

全国的に見れば、消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しております。平成27年4月1日現在、全国で2万2,747人が在籍し、全体の2.6%を占め、女性消防団員を採用する消防団は1,420団体で、全体の64.3%に及んでいるといたします。

女性消防団員は、地域の実情に応じて消防団本部づけの採用とされたり、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属したり、活躍の形態はさまざまで、消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、積極的活用が全国的に広まっているところであります。

特に、女性の持つソフトな面を生かして、住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らしの高齢者宅の防火に対する訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等において活躍している例が多く見られます。また、消火活動や後方支援、操法訓練にも参加されているところ

もあります。

ところで、牛久市の女性消防団は、平成15年に本部直属として設置されました。現在7人の女性が所属され、主な活動は広報活動ということになっているようであります。さまざまな分野での女性の活躍が目覚ましい昨今、牛久市における女性消防団の活動は限定的ではないかという声が寄せられました。全国各地の女性消防団の積極的活用例と同様な活用が牛久市でも可能ではないかと考え、質問する次第であります。

まず、女性消防団の活動の拡大と団員の増強の観点から伺います。牛久市消防団の活動の幅を広報以外に拡大することはできないでしょうか。例えばひとり暮らしの高齢者宅の防火に対する訪問、防火を啓発する訪問といった活動、そして災害時の消火活動や後方支援といった活動、さらに災害時に被災された方々への心のケア等が挙げられるというふうに思います。

また、こうした活動へ拡大していくためには、団員の補強が必要不可欠であります。団員をふやし、こうした活動が継続的に行われるように支援をしていくことも市としての役割ではないかと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

当市の女性消防団は、平成15年7月より活動しており、今年度2名増員いたしまして、現在8名の女性団員が所属しております。

女性消防団発足のきっかけは、平成14年度の消防団改革検討委員会において、男性中心の組織を男女共生の組織へと改革することが議論されたことにございます。当時は、特に火災予防活動において、女性特有のきめ細やかさや優しい思いやりを団活動の中に生かしていきたいとの考えから、消防広報活動、市民への防火指導、消防団行事への参加支援等に従事することを目的に、女性団員が募集された経緯がございます。

なお、女性消防団は、発足当時の目的どおり、現在も継続的に火災予防の啓発活動や広報活動などを中心に活動しております。その一環といたしまして、保育園児や幼稚園児を対象とした啓発活動は、平成18年度から実施し、現在までに58回開催しており、女性ならではの感性を生かしながら、数多くの子供たちに火の怖さや防火活動の大切さを伝えてきています。

また、消防署と連携した駅前や街頭での防火キャンペーンの実施や、全国消防団大会を初め、出初め式やポンプ操法大会など各種イベントへの参加のほか、県立消防学校での講座受講など、家事と仕事のバランスをとりながら、積極的に活動しているところでございます。

さらに、発展的取り組みといたしまして、女性消防団ミーティングを毎月1回実施し、活動の日程調整などのほか、今後の活動方針や活動内容について、団員同士、活発な意見交換を行っております。その中で、各行政区が主催する防災訓練への啓発活動の実施など、活動の幅を

さらに広げるべく、議論を交わしております。

市では、女性消防団の活動がさらに広がることを期待しておりますが、消防団とは、「自分のまちは自分で守る」というボランティア精神が活動の礎となっておりますので、その主体性を尊重することも非常に重要でございます。今後も活動が発展的に継続されるよう、消防署など、各関係機関と連携を図りながら支援してまいります。

女性団員の増強につきましては、今後ともホームページや広報等で団員加入の呼びかけを継続的に行ってまいります。また、行政区や自主防災組織などを通じた団員の勧誘もあわせて実施するとともに、かっぱ祭りなどさまざまなイベントにおいて女性消防団の活動を広報し、団員を募ってまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今部長のほうから、るる御説明をいただきました。男女共同参画、こうした観点からも、女性の活躍の場、これまで男性中心だったものから、女性が女性の特性を生かした活動へつなげるということで組織されたということで、これが当時から脈々と受け継がれているというふうに御答弁をいただきました。こうした活動がもちろん重要であるというふうには思いますが、女性消防団員の中から、自分たちの活動を今も主体性を持って活動しているということでしたが、女性消防団のほうから自分たちの活動について、今後の展望等、御意見があるのか、そういう声が寄せられているのか、その点を再度お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 先ほども申し上げましたが、女性消防団員は啓発活動や広報活動など、さまざまな活動を行っておりますが、そのほか事前の打ち合わせや消防団会議への出席なども含めると、今年度では41日間の活動実績となり、平均しますと1カ月当たり3.4日ほど活動している計算となります。

女性消防団の活動につきましては、かっぱ祭りなどのイベントなどで広く紹介するほか、広報紙やホームページで団員募集記事をあわせて掲載するなど、広角的に紹介しております。また、コミュニティFMラジオ、FM-UUに出演しまして啓発活動を行うことにより、多くの市民の皆様には火災予防の大切さを訴えるとともに、女性消防団の活動をさらに認知していただけるよう努めてまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、活発な意見交換の中では、いろんなそういう意見も出ていると聞いております。また、今後そういう内容を踏まえたミーティングを実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤議員に申し上げます。質問残時間が残り少ないので、簡潔にお願

いをいたします。須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、最後の質問に移ります。

次に、市役所消防隊における女性団員の役割について伺います。市役所消防隊はこの4月に正式に活動を始めるそうであります。女性団員は4名とのことですが、この隊員の方々の役割として現在考えられているもののほかに、市役所職員という専門的スキルを有している人材を生かすということとはできないのかというふうに思いました。それぞれの女性団員の所属している課はさまざまであるというふうに思います。従事している内容もさまざまであるというふうには思います。ですが、ふだんから市民に接している立場で、後方支援以外にも、交通整理以外にもできる活動があるのではないかとこのようにも思ったりもします。

また、女性消防団との連携という点でも、さらなる広がりが期待できるのではないかとこのようにも考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

市役所職員で構成する消防隊につきましては、特定の時間または任務等に限って活動する「機能別団員」と位置づけしており、その結成に当たり、本定例会において条例改正を上程しているところでございます。

市役所消防隊を結成する背景には、全国的に消防団員が減少する中、当市消防団においても同様の傾向にあることから、特に平日昼間の消防力が低下し、災害発生時の初動対応に支障を来していることがございます。

そこで、市役所消防隊の最も重要な任務となりますのは、平日昼間に発生する火災現場にいち早く駆けつけ、混乱する現場を素早く整理して、消防署員の消火活動がスムーズに行えるよう、作業エリアを確保することです。

なお、この実際の業務内容といたしましては、通行車両の交通整理や現場の立ち入り規制など、いわゆる後方支援を想定しており、消防署からもこうした役割を大いに期待されているところでございます。

このように、市役所消防隊につきましては、男女分け隔てなく同様の任務につくことから、女性としての役割を特に設けているわけではございません。与えられた任務を円滑に遂行できるよう訓練を重ねるとともに、経験を着実に積み重ね、対応能力の向上を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） この市役所消防隊の中の女性団員のことについては、今の御答弁もい

ただいた中で、私が一部ちょっと誤解していたようなことがあるのかなど。機能別でその時間帯だけで勤務する中でやっているということで、おのずと制約がある、その役割として、今消防署で求められている交通整理であるとか、そうしたものをやっていくのが消防隊ということになると、女性だからといって特別な役割を与えることができないのだということでお伺いしたのですけれども、そうしたその男女の分け隔てなくということになるわけですのですけれども、その女性団員が応募されてきた、その方々の応募動機というのは、どういう思いであったのか。その点、御存じであればお答えをいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 応募動機については確認はしておりませんが、募集をしまして、それで手を挙げたわけではございません。こちらでやはり活発な女性とか、そういう方に声をかけまして、趣旨を伝えた中で賛同いただいたという形での参加という形でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今御答弁いただいたのですけれども、男女の区別なく、今そうしたことをよく言われますけれども、その中でも女性が入ったほうがいいというふうに判断された中の市役所消防隊の中の女性団員というふうに思いますので、そうした女性の特性を生かした活躍の場というのを今後も念頭に置いて、その活動の中に生かしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、8番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時16分休憩

午前11時30分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党、藤田尚美です。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに小1プロブレム、中1ギャップについてであります。

子供たちの成長、発達をサポートしていくためには、縦の連携と関係機関が適切な連携のも

と、さまざまなリソースを視野に入れた横の連携の行動連携が重要であると言えます。個人の準備状態が備わっていないにもかかわらず、その時期が来て、個人はそれを受け入れ、適応していくことが求められることがあります。そのとき、人はまさに生涯発達上の移行期にということ。この移行期は、成長の機会であると同時に、危機になることもあります。その1つとして、小1プロブレム、中1ギャップと称される現象があると言えます。

まず、小1プロブレムについてであります。小1プロブレムは、小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、また授業中に座ってられない、先生の話を受けない等の、学校生活になじめない状態が続くことを指します。次の段階に移る、大なり小なりギャップがあり、それを乗り越えるのは自分自身ではありますが、それを支える環境として、幼保小の連携は一層工夫が必要と考えます。

大きな変化の1つとしては、45分授業への移行であります。小学校へ入学すると、子供たちは遊びを中心とした生活から45分授業を単位とした生活へなじんでいく必要があります。このようなことを踏まえながら、小1プロブレムについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、小1プロブレムということについて、定義というか、受け方ですが、小1プロブレムとは、入学して間もない時期に、保育園・幼稚園の生活と小学校の生活の違いに戸惑ったり、発達障害の可能性があり、学校生活に上手に適応できずに苦しんでいるケースをいいます。

そうした子供たちは、小学校1年生の教室において、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話が聞けないなど、学級での授業が成り立ちにくい状態が数カ月わたって継続してしまいます。

こうした状況は、基礎学力や基本的な生活習慣の定着にも影響を及ぼしています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、次に実態についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市としては、保育園、幼稚園、小学校の連携を進めており、小1プロブレム問題についても少ないものと考えます。しかし、本市でも小1プロブレムの事例としては、次のような苦戦している状況があります。授業中、能力的には劣っていないのですが、常に誰かがそばにいないと落ちついて学習に集中できない。授業中、自分でできないと思いつつパニックになる。教師の言葉が入らなく出歩き始めたり、友達にちょっかいを出したり、大きな声を出したりする。上手に言葉で意思表示ができなく、友達に繰り返しちょっかい

を出したり、しがみついてしまったりするなどの例があります。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、その実態に対しての対応はどうだったのか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小学校の1年生では、担任の先生だけでなく複数の先生方で見守ったり、スクールアシスタントをつけたり、指導課やきぼうの広場の職員で観察し支援方法を考えたりしています。座席配置の工夫をする、なるべく刺激の少ない教室環境づくりに努めるなど、さまざまな配慮をしながら、子供たちが落ちついて学習や生活ができるような対応をしています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今後の取り組みとして、小学校へのスムーズな移行のための対策についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、小1プロブレムの未然防止に向けて、保幼小教育連携支援事業の中で、幼稚園・保育園と小学校との接続期に大学の先生や専門の相談員がかかわりながら、発達障害の見取りをして早期支援に努めたり、保育園や幼稚園の生活の流れに近い形で小学校の生活のスタートを送れるように、合同授業を実施したり、教職員の研修をしたりしながら、スタートカリキュラムを作成しています。

また、日々の授業の中で、子供同士が互いに助け合い、支え合いながら、安心して学習できるような授業づくりや学習集団づくりに努めています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、中1ギャップについてお伺いいたします。

中1ギャップとは、中学校への入学時に、環境の変化にうまく適応できずに心身の不調に陥ったり、不登校やいじめ等の問題行動が増加する現象を指します。小学生時代に築いた人間関係が失われ、小学校でリーダーの立場にあった子供が、先輩・後輩の上下関係の中で自分の居場所をなくす、学習内容のレベルが上がるなどが、一般的な要因として考えられております。

そこで、中1ギャップについての本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中1ギャップとは、中学校へ進学する際に、教科担任制を初めとす

る新しい環境になじめなかったり、児童生徒の発達の早期化だったり、障害の問題だったりのために、学習や生活への不適應を起こすことです。

これらのことによって、いじめや不登校、暴力行為、学習上の悩み、自己肯定感の低下などを招くこととなります。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、実態についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほど申し上げましたようないじめや不登校、暴力行為など、国が示すような急激な変容は、牛久市においては見られない状況です。

ただ、本市でも、中1ギャップの事例として、小学校では不登校でなかったにもかかわらず、学力不振や友人関係の悩みから不登校に陥る生徒もいます。また、上手な勉強のやり方がわからなかったり、勉強が計画的に進まなかったりして悩む生徒、部活の練習の厳しさについていけなかったり、部活のルールや先輩・後輩の関係に悩んだりして参加が滞る生徒がいたりします。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、その実態に対しての対応をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ある中学校の事例ですが、ある中学校では、中1ギャップの不登校対策として、次のような対応をしています。

それは、学校内にドリームルームと名づけた別室を設定し、そこに登校を渋る生徒を招きスクールアシスタントを活用しながら、個別の学習支援をしています。また、一緒にゲームをするなどしてコミュニケーションスキルの育成にも努めています。さらに、きぼうの広場の職員が訪問して、生徒の悩みの相談を受けるなど、精神的な不安の解消にも努めています。このような対応によって、以前であれば、自宅に引きこもり、不登校に陥ってしまう生徒が、現在はドリームルームがあることによって、登校することができています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、中1ギャップを起こさせないための今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学習面のつまずきに対しては、小学校から中学校への授業スタイルが変わらないように協働的な学びを9年間統一したり、小学校で教科担任制を実施したりして

います。さらに、きぼうの広場の職員が9年間を通した見取りができるような体制に変えつつあります。

協働的な学びでは、一人一人の学習の成立だけでなく、子供同士が支え合う関係づくりをしています。例えば、先生方は、授業の中で困ったら、友達に「教えて」と言うようにつないでいます。そして、「教えて」と言われた子は、その子がわかるまで丁寧に説明してあげます。そして、教えてもらったときには、「ありがとう」と言うように伝えていきます。このような授業づくりの中で良好な人間関係が生まれています。こうした9年間の取り組みで、中学校に進学して異なる小学校の友達と同じクラスになっても、大きなトラブルは起こりにくくなっています。

特に、奥野小学校と牛久二中の接続は大変滑らかで、中学校に入ってからの不登校は出ていません。

牛久二中には、奥野小の6年生のための教室が常設され、体験入学の際に、中学校の先生から9教科全ての授業を受ける機会が設定されています。

また、小中合同の授業研究を実施していることで、牛久二中の先生方は入学前に奥野小学校の6年生の名前まで覚えている状況です。

この2つの学校は、文科省からのコミュニティースクール導入促進事業や少子化人口減少に対応する活力ある学校教育推進事業を受け、小中一貫教育を推進しています。

この取り組みの成果を検証し、市内の学校にも広めていきながら中1ギャップに対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、食育についてであります。

食育とは、国民一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、みずから食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みを指します。

文部科学省は、食育推進事業の開始や、2005年には食育基本法が成立しました。そこでは、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すると訴えております。食べ方や栄養の教育はもちろんのこと、それだけではなく、食を通して人間として生きる力を育むことでもあります。

毎日口にする食べ物が私たちの体をつくり、成長させ、活動源となり、病気に抵抗する力を生み出します。食育は子供のためだけではなく、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人に必要な

ものであります。

そこで、食育について市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 食育の取り組みについてお答えいたします。

市では、平成21年3月、全ての市民が生涯にわたって健康な生活が送れるよう、望ましい食生活を実践できることを目的にうしく食育推進計画を策定いたしました。本計画は、市の健康増進計画であるうしく健康プラン21の一部として位置づけられており、平成23年度に計画の見直しを行い、平成28年度までの目標値を設定いたしました。今後は、新たに5年間の計画を策定し、さらなる健康増進、食育の推進を目指します。

市全体の食育事業につきましては、うしく食育推進計画担当者会議において、関係各課の事業報告、目標達成状況等、情報を共有し、連携を強化しながら進捗管理をしております。

平成26年度の実績では、全92事業のうち、前年度より成果が得られた事業が32.6%、現状維持だった事業が41.3%、成果が得られなかった事業が22.8%、新規事業が3.3%でした。また、全事業の中で、平成28年度の目標を達成している事業は54.3%でした。

現状維持の事業、成果が得られなかった事業につきましては、目標達成に近づくよう、各課において事業計画を見直し、より効果的な事業の実践に努めております。

平成24年7月より、さらに食育を推進していくため、牛久市食育推進委員会を立ち上げ、同時に学校栄養士、保育課栄養士、健康づくり推進課栄養士からなる牛久市栄養士部会を設置し組織化も図っております。

今後、関係各課が連携を図り、より一層の食育普及に努めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 続きまして、食育推進のための野菜キャラクター「USHIKU野菜オーケストラ」が誕生いたしました。キャラクターは、牛久市で生産量の多い野菜第1位から第15位を集めてつくったそうです。キャラクターの名前は、市内小中学校13校、公立保育園2園で1つずつ担当してもらい、子供たちから募集して決まったそうです。

この「USHIKU野菜オーケストラ」のキャラクターの活用促進をどう取り組むか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 「USHIKU野菜オーケストラ」のキャラクターの活用促進についての御質問にお答えいたします。

「USHIKU野菜オーケストラ」とは、市の食育をより効果的に推進するため、また市民の皆様が野菜に興味を持って、もっと野菜を好きになり、野菜の栄養や特徴を楽しく学べるようにという願いを込めて、牛久市栄養士部会が作成したものです。牛久市で生産量の多い野菜第1位から第15位をキャラクターとすることで、地産地消についても学べるように工夫しました。

完成後の活用方法といたしまして、小中学校や保育園においては、教室や給食室前にキャラクター紹介コーナーを設置しております。また、保護者に対しては、毎月給食日よりや広報うしくに野菜の簡単おかずレシピを掲載しており、キャラクターを使って野菜の効能などを伝えております。

今後は、給食の時間や食育に関する授業の中で、野菜について楽しく学べるよう、効果的に使用する予定です。また、「USHIKU野菜オーケストラ」のキャラクターグッズやテーマソングの制作も検討しております。

さらに、関係各課が連携を図り、さまざまな機会を利用して周知できるよう体制づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、食育かるたの作成についてであります。

この「USHIKU野菜オーケストラ」のキャラクターを活用して食育かるたをつくってはどうかという質問です。取手市は、市民に楽しみながら食の大切さを知ってもらおうと、取手食育かるたを作成しました。このようなものが作成されました。市内小学校15校が読み句を考えてもらい、読み札に合わせて取手松陽高校美術科で絵札を作成しました。読み句は管理栄養士の助言を受けた小学校の児童が自由な発想で表現されております。

例えばこれですが、「たつぷりと入れてね、お願い、給食当番」といった子供らしい視点から、「ねばねばの納豆、食べれば元気いっぱい」など、郷土色豊かな作品まで、さまざまな句がそろっております。また、一部の絵札と読み札の裏面には、給食の献立やレシピを掲載しています。

担当課によりますと、今後は市民への周知方法として、かるたの原画展やかるた大会を開催していくと言われておりました。

我が市においても、このかわいらしい「USHIKU野菜オーケストラ」のキャラクターがあり、このキャラクターを中心に食育かるたを作成し、かるたで食育を楽しく学び、幅広い年代に食育の関心を高める上でも1つの手法と考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 食育かるたの作成についてお答えいたします。

食育かるたは、遊びを通して楽しく食の大切さを学ぶことができるすぐれた媒体として、多くの市町村で作成しております。県内では、小美玉市や取手市で食育の推進に取り入れているところでは、

市では、新しく作成しました「USHIKU野菜オーケストラ」を食育の媒体として最大に活用するため、御質問いただいております食育かるたの作成も含めて、関係各課及び栄養士部会が一体となり、広く普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、楽しい孫育てについてであります。

赤ちゃんを身ごもったら、お母さんに母子手帳を配布、お父さんになったら、牛久市では父子手帳が配布されます。そこで、祖父母になられた方々には祖父母手帳を配布して、孫育てを応援します。また、この手帳によって、親世代と祖父母世代の関係をよくするきっかけにもなります。

祖父母が育児していたときと比べ、現代は情報が多く、育児方法が変化していく中で、子育て論の違いから、祖父母世代との間に問題が生じ、何とかよい関係の中で子育てをしていきたいとお母さんの声が届いております。また、祖父母の手助けを求める人や、どうすれば上手に祖父母の応援を受けられるのか、悩んでいる人も多いと伺っております。

さいたま市では、「笑顔をつなぐ孫育て」と題したさいたま市祖父母手帳が作成され、1月より公共施設などで1万部配布しております。手帳の内容としては、1、祖父母が孫育てにすることによる孫、親、祖父母のメリット、2、祖父母と親の上手なつき合い方、次に3、子育ての新常識、今と昔の子育ての違い、4、子供の事故の注意点をイラストを使って解説、5、孫育てを支える相談窓口一覧等が盛り込まれております。

手帳配布後の反応として、子育てのやり方など直接祖父母に言うとは角が立つことも、手帳を渡すことで間接的に自分たちの思いを伝えられるのでよかったとの声や、忘れてしまったミルクづくりが書かれているのでとてもいいなど、たくさんの声が届いていることを伺いました。市の担当課は、祖父母手帳が祖父母世代と親世代がよりよい関係をつくるきっかけとなれば幸いですと言われておりました。

子育ては、たくさんの方がかわるということは一番いいのですが、それぞれの子育てを押しつけ合い、ストレスを感じ合う関係では、子供もかわいそうであります。共通理解のためのツールとしては、祖父母手帳は必要と考えます。また、虐待防止にも私はつながると考えております。

牛久市においても、祖父母に子守を頼む親たちは多いと思います。祖父母手帳を作成し、楽しい孫育てができるよう考えていくべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、祖父母手帳についてお答えいたします。

核家族、少子化、女性の社会進出に伴い、子育て中の親にとっては、祖父母は頼りにできる存在です。祖父母にとっては、孫という生きがいと役割ができることで、元気で過ごしていこうという活力になります。頼りにしたい親にとって、子と孫のために尽力してくれる祖父母は理想ですが、価値観や時代による子育て方法の違いで、気持ちはあってもうまくいかない場合があることも事実です。

妊娠、出産、育児についての祖父母からの相談については、要望に応じた対応を実施しております。里帰り出産の場合なども含め、妊娠、出産、育児をサポートする健診や教室、赤ちゃん訪問、子育て相談等を御案内し、親と一緒に子育てについて学ぶ機会を提供しております。

さらに、今年度からは、祖父母の参加がしやすいように、妊婦教室沐浴講座の対象者を妊婦や父親だけでなく、祖父母を含めた家族として周知し、家族のサポートが必要であることについて、啓発の強化を図ってまいります。

今後も、親への育児支援だけでなく、祖父母を含めた家族と地域の育児サポート力を充実させながら、祖父母手帳等の配布や活用も含め検討し、安心して子育てできる体制を整えてまいります。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、公園の整備についてであります。

公園は、子供の心身の発育にとって、体を動かして遊べる場所として、とても大切なところであります。一方、公園遊具による子供の事故が、平成27年12月時点で1,518件、消費者庁に寄せられており、そのうち入院を要する、または治療期間が3週間以上となる事故は3割近く、397件を占めております。また、季節で見ると、春、3月から5月ごろに事故が多くなっている傾向があるそうです。

遊具以外の事故も多発しており、最近では、大阪池田市の公園で、鉄製の照明の柱が突然倒れ、近くにいた小学4年生の女子児童が左手を挟まれ、人差し指切断の重傷を負う事故が発生し、原因は照明の柱の老朽化でありました。

事故を未然に防ぐためには、適切な設置と点検が非常に大事であります。そこで、公園の安全点検の実施内容をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 公園の安全点検についてお答えいたします。

市内には、139個の公園がございますが、そのうち101の公園にブランコや滑り台など、約240基ほどの遊具が設置されております。

遊具を初めとしました公園施設の点検でございますが、職員による月に1回の頻度でチェックリストを用いた日常点検によりまして、目視・触診・聴診を主体に実施し、部材の腐食や亀裂、ボルトの緩みや欠落などによって起こる事故を未然に防ぐために、安全の確保とふぐあい箇所等の早期発見に努めております。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、点検した結果、老朽化した遊具の対処法についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 点検の結果で異常が見つかったり、老朽化によります事故の危険性があると判断した場合には、事故防止のために保護ロープやテープでガードをしまして、まず使用禁止の措置をとります。物理的に使用できないようにしてから、その後、メーカーを確認をして部品の交換や、修理で対応できるものは修理をしますし、修理不能という遊具につきましては、早急に撤去しております。

事例を申しますと、最近では、刈谷第1街区公園の滑り台について、こういった事例が発生しているということで、撤去の前には区長さん、そして住民の方にも御意見を確認しているということでございます。

なお、点検の内容と結果を地理情報システムの公園施設管理情報に記録をしまして、経年劣化でございますとか、部品の交換時期などを把握するために活用しながら、安全管理に努めております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 小さいお子さんを持つ保護者の方から、おむつ交換は公園で遊ばせると非常に大変ですと、声がありました。トイレにおむつ交換台がないと、車に戻って取りかえたり、人目につきにくいところで交換したりという、大変不便をされているそうです。

そこで、トイレにおむつ交換台設置状況と、今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 最後に、公園のトイレのおむつ台の設置でございますが、現時点におきましては、ひたち野みずべ公園、みどり野第1街区公園、小坂第1街区公園の3カ所のトイレに設置してございます。今後新たにおむつ台を設置する予定は今のところございませんけれども、利用者の方からの設置要望等があれば、地域の実情を踏まえまして設置を検討し

てまいりたいと考えております。

参考情報でございますが、昨年設置しました運動公園のふわふわドームの横にはあずまやが設置されますが、あれはセントラル病院の喫煙で使っていたあずまやを再利用しまして使っておるのですけれども、あそこの座る座面ですね、あれにはおむつを交換する用途もイメージしながら、若干大きな座椅子にしております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、1番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時03分休憩

午後1時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 皆様、改めまして、こんにちは。午後一番ということでは、大変皆さんお腹の中にも入って眠くなってしまうんじゃないかと思うのですが、そのようなことのないように、しっかりと質問をしてみたいと思います。遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、今回2項目についての一般質問を行います。

質問に入ります前に一言申し上げます。未曾有の被害を出しました東日本大震災、原発事故から間もなく5年目を迎えます。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、今なお原発事故でふるさを追われ避難をされている方々が、福島県だけでも10万人を超えております。避難解除されても人々の生活がもとに戻れるのか、復興とは言いがたい被災地の様子をテレビが伝えておりました。

私は5年前のあの日、ちょうど予算委員会の開催中で審議が行われておりました。突然の揺れに皆さんも大変、今まで味わったことのない恐怖を覚えております。

けさの新聞にも、茨城県内の家屋の被害状況が報道されておりました。牛久では、家屋被害が全壊で3棟、半壊が106棟、一部損壊が3,028棟と報じておりました。しかし、それ以外にもインフラなど多数の被害が発生し、多くの市民が被災をしたことは記憶に新しいところであります。

皆さんにとっても、あのときどこにいたかを思い出し、3. 11は一生忘れられない日となり、災害に対する備えなど改めて考えさせられる日となったのではないのでしょうか。

それでは、質問に入りたいと思います。

初めに、ひたち野うしく小学校プール利用の障害者減免についてです。

ひたち野地域に在住する障害を持つ市民から連絡がありました。その方は、ひたち野小学校のプールを利用したいと行きましたが、減免規定がないために、正規の利用料金を払いプールを利用したそうです。この方は、牛久の運動公園プール、また県の施設であります、つくば市にある洞峰公園プール、龍ヶ崎市の体育施設のたつのこアリーナ、このようなプールも調べ、両方とも障害者の減免規定があることを伝えていました。たつのこアリーナは2時間まで無料ということになっており、近隣で減免規定がこのような中で、なぜひたち野うしく小学校プールには減免規定がないのかということでした。牛久市は障害者に優しくないのではというような意見を寄せてくれました。

そこで、お尋ねをいたします。牛久運動公園プールは、公園条例により使用料減免規定があります。その中で障害者の減免がうたわれております。しかし、ひたち野うしく小学校プールの規則には、団体の減免規定はありますが、障害を持つ個人が利用する場合の減免規定がありません。この違いについてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ひたち野うしく小学校プールの障害者減免についてお答えを申し上げます。

ひたち野うしく小学校プールにつきましては、平成23年7月1日から一般開放が始まり、順調に利用者数をふやし、現在は各種プログラムを充実し、冬期であっても利用者が減らないなど、運営は安定しております。

利用形態につきましては、学校の水泳授業期間において、学校授業と一般開放が並行して行っていた形態から、ひたち野うしく小学校児童数の増加に伴いまして、今年度からは学校授業時は一般開放を制限し、授業に支障が出ないように調整を図ったところでございます。

利用者負担金につきましては、ひたち野うしく小学校プール施設等の開放に関する規則において、「利用者はプール施設等の維持管理に係る費用の一部を利用者負担金として納付しなければならない」と定められています。ひたち野うしく小学校プール施設につきましては、学校教育法に規定する学校の施設でございまして、学校開放に関連する諸法令の趣旨にのっとり開放している施設であることから、学校施設の開放事業の一環として御利用をいただいているところでございます。

このため、団体利用を想定した牛久市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則に

準じて、このひたち野うしく小プールの開放の規則を作成したため、個人対象の減免規定を設けていないという状況にあるところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、部長の御答弁で、ひたち野うしく小学校のプールには、利用者負担金という説明がありました。利用者に対しては、牛久市がかかわります、この同じようなプールであります。しかも、ここを管理運営しているのが、日本スポーツ振興協会というところでは、市民にとっては何が違うのか、大変市民にわかりにくい状況ではないかと思えます。市民にわかりやすく説明を求めると同時に、広報の仕方などもあります。

それで、市民にとっては同じように使用料、利用者負担金、お金を払うということの違いについては、非常にわかりにくいというところでは、この辺はやはり市民にわかりやすく伝えるべきではないかと思えますが、その辺についてはいかがなのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 御質問にお答えしたいと思います。

確かに今御指摘のとおり、市民の皆様から見ますと、牛久運動公園のプールであろうと、ひたち野うしく小のプールであろうと、プールであることには変わりがないということで、片や減免の規定があり、片や団体の減免の規定しかないという状況については、非常にわかりにくいと言われてしまうということについては、これはもうそのとおりであるというふうに考えております。

現実的には、先ほど答弁しましたとおり、いわゆるその学校施設というものに関しましては、社会教育法等によりまして、できる、授業に支障のない限り社会教育の用に供する、供しなければならないといった規定から、学校開放事業という形で開放するということをしているわけでございまして、一方で、下根運動公園のプール等につきましては、これは地方自治法第244条の規定にあります、いわゆる公の施設ということで、これは個人が誰でも使用できる施設であるというふうな違いがあるわけでございます。

そういった観点から、こういったものは法的な部分で違いがあるということで、なかなかわかりづらいということがございますので、今後、利用に際して、そういった下根運動公園のプールであろうと、学校の施設であろうと、極力お使いいただく方には、その違いがないような形で、規則等の改正等も前向きに考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 4月から障害者の差別解消法が施行されます。市民からは、減免規

定をぜひ設けてほしい、このような声も出されております。今後、市民要望にどう応えていくのか、再度考えをお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答え申し上げます。

今回、このような御質問をしていただきまして、今御指摘にありましたように、障害者差別解消法の施行ということもございますので、減免規定を見直すということを前向きに捉えまして、早急に検討に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この見直しを早急にという御答弁でございましたが、いつごろかというのもまだ具体的には、今こういうような質問をしましたので、その辺では早急に見直しを図っていただきたいと思っておりますので、この辺については答弁は結構でございます。

次に、2番目の質問に移ります。

人口ビジョンと総合戦略についてです。

先日、全協のときに、このような茨城県牛久市で人口ビジョン、そしてまた、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この冊子が皆さんに配られました。この件につきましては、いろいろと今後、牛久市がどのようにこの地域を目指していくのか、大変中身についても重要だと思っておりますので、その辺を伺いたいと思っております。

2014年の5月の8日、日本創生会議がストップ少子化・地方元気戦略を発表しました。この内容は、2040年までに20歳から30歳代の女性が5割以上減少する自治体を消滅可能性都市としてリストアップし公表しました。このことにつきましては、全国紙や地方紙が1面で報道し、全国で半数の自治体が消滅の可能性がある、このようなことをした上で、人口1万人未満の自治体を消滅自治体と断定いたしました。

発表いたしましたのは、元岩手県知事、元総務大臣、野村総研の顧問の増田さんです。衝撃的なこの増田レポートの発表で、このまま人口がふえなければ、将来的に消滅するとされた自治体が大きくクローズアップされました。そもそも若い女性が半減しても、自治体も地方も消滅をしません。特に首都圏内の東京豊島区などは名指しをされておりました。しかし、このようなことがありましたが、自治体ごとに定住政策や地域づくりに努力し変化をしていることを見ていない、このようなことの問題も指摘をされております。

例えば宮崎県の西米良村の実践と人口推移では、1994年時点の厚生省の人口の将来推計人口は、2010年で748人、しかし2013年4月では、1,249人でした。この中には、村独自の政策として、西米良型ワーキングホリデー、これは住民がこの西米良村に、牛久

でいうと農業体験をしながら、そこで仕事をし収入を得るといことらしいですけれども、西米良型ワーキングホリデー事業や、第三セクターの米良の庄による村づくりの事業と雇用の創出、また高齢者を中心とした多様な事業を展開をし、若者が地方に移住して就職をするIターンも増加をしているそうです。この西米良村の目標は人口増加ではなく、村民の幸福度の向上、このように黒木村長は述べております。

人口減を口実にして、国の狙いは別のところにあるのではないか、このように指摘する研究者もいる中で、人口ビジョンと総合戦略が急ピッチに進められ、策定されました。法的には努力義務であっても、関連事業の予算措置と連動しており、実質的には義務づけに等しく、2015年度にはほとんどの自治体で策定をされました。

そこで、質問をいたします。人口目標の設定ではどんな地域を目指すのか、理念や目的について、国の人口ビジョンでは、全ての自治体に原則として2060年の目標値の明記が義務づけられております。牛久では、現在の人口規模とほぼ同数の8万4,000人を掲げております。しかし、現状の出生率は1.41であり、目標値の2.1は高い目標ではないか、このようなことが、行政改革推進委員会でも意見が出されたと聞いております。達成するため、どのような地域を目指すのか、理念や目的についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは、牛久市人口ビジョンにおいて2060年の人口を現状維持の8万4,000人とする積極的目標を掲げております。

市民の出産・子育ての希望をかなえることで合計特殊出生率を上昇させ、また若い世代を中心とした転入を維持、増加させることにより、多世代が共生し循環する持続可能なまちをつくってまいります。

牛久市は強みである地理的優位性により、首都圏のベッドタウンとして人口の流入が続き、長年にわたって発展を遂げてまいりました。また、近年ではつくばや土浦、さらには成田といった、比較的大きな経済圏を持つまちとのアクセスも開かれ、首都圏ではなく、近隣市町村のベッドタウンとしても人口流入を維持しているところであります。

特に、出産・子育て世代に選ばれているという現状に伴い、保育園や学習塾など、出産・子育て・教育分野のサービス産業も充実が見られるところであります。

そこで、この地理的優位性という強みをさらに生かすため、市内外の交通網整備などにより、住みやすさの向上を図ります。また、出産・子育て・教育支援をさらに充実させることにより産み育てやすさの向上を図り、さらに住みやすさと産み育てやすさを向上させるため、買い物支援サービスや、子育て支援サービスなど、住民向けサービス等の仕事の育成の検討も進めてまいります。

また、強みを生かすとともに、弱みを補完してまいります。牛久市の弱みは、首都圏近郊の豊かな自然や農村を生かし切れていないことと、開発の早かった時期の住宅地などで世代循環が起こらず少子高齢化が進み、空き家等が増加していることなどが挙げられます。

そこで、豊かな自然や農村を生かした市内外の人々への憩いの提供や、特産物を生かした安心安全な食の提供など、地域の仕事として育成してまいります。また、増加している空き家、空き店舗を活用して、市内に仕事をふやし、まちのにぎわいづくりを促します。地域に仕事を生み出すことで、女性の就業を促進し、経済的なゆとりを生み出すことで、出生数の増加を促します。

これらの強みを生かした取り組みや、弱みを補完する取り組みにより、住みやすいまち、産み育てやすいまち、住みやすさ・産み育てやすさを向上させる仕事があるまちとして牛久の魅力を高め、将来にわたって選ばれ続けるまちを目指します。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今市長のほうから、牛久、人口目標の設定と同時に、どんな地域を目指していくのか、御説明がありました。確かに、今牛久が置かれている状況というのは、首都圏のベッドタウンとして発展してきて、現在の人口、それをほぼ同数、積極的な目標を掲げたということでしたが、そういう中でも、市民に対して、市民以外ですが、これからさまざまな形での情報提供、そしてまた今、空き家の問題も出ておりました。それから、子育て支援、特に若い方たちに住んでいただくためには、定住支援策、それから現役世代には何よりも雇用の場の確保、このようなことが必要ではないかと思いますが、こういう問題につきまして、自治体がしっかりした理念とか考え方を持って、地域に合ったまちづくり、これを進めていくことが大事ではないかと思いますが、この点について考え方をもう一度伺います。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 再度の質問にお答えいたします。

若い世代を引き寄せて人口を増加させるための手法、これにつきましては、議員御指摘のように、しっかりとした理念、あるいは考え方、地域に合ったまちづくりを進めていくことは、今後のまちづくりにおきまして必要不可欠なものであると考えております。

市長の答弁にもありましたように、住みやすさ、産み育てやすさにこだわり、選ばれるまちであり続けること、また交流人口を増加させ、牛久を知り、また来たくなる、住みたくなる人をふやし、出産・子育て世代の転入が増加することで、地域の活力と世代循環を生み出すことが理念、そしてまた考え方であると思います。

空き家対策、子育て支援、一つ一つの施策をしっかりと展開し、その一つ一つの取り組み、その組み合わせが、牛久市に対するイメージアップ、居住地として選択していただく候補に挙

げてもらえるものだと考えております。

今回の総合戦略の策定過程におきましても、多くの方々にアンケートを実施し、改めて牛久市が活気あふれるまちとして継続していけるのには何が必要か、再認識させられたところが多々ございます。

出生率では、経済的な負担、あるいは共働きではパートナーの支援、子育ては、子育て世代の生活パターンに合った行政サービスをどこまでお一人お一人世帯の生活パターンに踏み込んで展開できるかどうか、便利だ、牛久に住んでよかったと思っただけの施策を展開できるかどうか、そして住んでよかったというその思いが、人から人へと伝わって、大きなうねりとなってもらいたい、今般、総合戦略策定過程におきまして、そう感じたところであります。

議会初日の市長の提案説明にもありました、28年度を総合戦略の推進元年として、一つ一つ取り組みを着実に推進していくことがとても重要であると考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 確かに今、今回この総合戦略の中にうたわれているもの、今まで牛久が十分にやってきた子育て世代に対する支援、そういうものなどもしっかりと入っている部分もありますが、まだまだこのような内容については今後も深めていただきたいというふうに思います。

2番目に、まちづくりと一体で各種の支援策の充実についてに移りたいと思います。

今、人口増加策についていろいろとお話が出ておりましたが、今住んでいる人も含めて、選んで住んでもらう、このようなことが必要ではないかと思います。牛久市はどんなまちか、各種の支援策の充実とともに、まちづくりというこの観点が不可欠と思います。今後の事務事業について具体的な考え、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な事業内容につきましては、戦略書に明記されておりますけれども、各種支援策を充実させるための新たな取り組みもございます。

具体的に申し上げますと、まず1つ目の基本目標「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」取り組みといたしまして、子育て世代包括支援センターの整備を初め、不育症への治療費助成、医療福祉費支給制度、いわゆるマル福制度の対象年齢を高校生まで拡大すること、さらに学校を核とした地域づくりに取り組むとともに、人口急増地区への学校新設による、教室不足問題の解消にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の基本目標「牛久市への新しい人の流れをつくる」という基本目標を実現する

ため、空き家バンクの整備・運用に取り組むとともに、住宅購入やリフォームに関する助成、金融機関などと連携した住宅資金借入れに対する優遇制度等の運用についても検討を行ってまいりたいと考えております。

この空き家バンクの整備・運用につきましては、人の流れづくりにはとどまらず、新規創業者の店舗の仲介など、仕事づくりの分野である地域に合った仕事を育てる、仕事に合った人を育てるという3つ目の基本目標の実現にもつなげてまいります。

最後に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携させるという基本目標を実現するため、小規模特認校制度を活用した、教育・学校の活性化を図るとともに、市外との交通ネットワークの連携にも取り組んでまいりたいと考えております。

主な新規事業について御説明をさせていただきましたけれども、これらは計画策定時点である現在において取り組んでいる、または取り組みを決定しているものなどであります。今後は、さまざまな意見交換を通じて、事業の見直しを適宜行いながら、各目標の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、子育ての問題も含めて御答弁いただきました。特に、この戦略の中に、結婚・出産アンケート調査を行っております。実際に持つ子供の数と希望数、これに差が見られるようですが、阻害をしている要因としては、経済的な問題、また仕事との両立が難しい、このような答えが出されております。それを解決できれば出生率が上がるという分析をされているのかどうか、その辺を伺います。

さらに、経済的な問題、仕事との両立では、保育園や児童クラブもありますが、子供を持つ親たちにとって労働環境の整備は欠かせないものと思います。働く女性にとっても、意欲があっても子育て環境などから出産を機に退職をしたり、子供の手が離れたら再度就労するなど、よく言われるM字型、働く方たちのM字型をなくす、このようなこと、市だけでは困難な部分もございますが、阻害する要因を取り除くなど、市として考えられることをお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 再度の御質問にお答えします。

今回のアンケートから、そのポイントとなる結果も幾つか出されております。議員御指摘のとおり、阻害要因を解消すれば、出生率もある程度は上がるかなと思っております。しかし、子育て世代の意識はそう簡単ではないと思っております。希望する子供の数よりも、持つつもりの子供の数が少ない理由として、総合戦略の中にもデータ等を掲載しておりますけれども、

経済的に難しい、仕事の両立が難しい、精神的な負担がかかる、あるいはパートナーの協力が期待できない、親の手助けが受けられない、自分の時間がなくなるから、パートナーとの時間が少なくなるからなど、さまざまな考え、意見がございました。

一方で、子育ての数期間は育児に専念をし、子供にしっかりと愛情を注ぎたい、そう考える親、特に母親がいるのも事実であります。女性の社会進出はもちろん、正規雇用をふやしてワークライフバランスをしっかりと確立していくこと、長田議員の一般質問の中にもありましたような男性の育児休業制度、そういったことなどもポイントとなると思います。

アンケートの結果から導き出された阻害要因を全て取り払えたとしても、全てうまくいくとは考えておりませんが、労働環境の整備など、実際は予算の面でも非常に苦手としている、そういった分野も、弱い部分、そういったものも、例えばハローワーク、あるいは商工会など、さまざまな機関・団体と連携をして、一つ一つ取り組んでいくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、結婚・出産のアンケート調査から見えてきた部分の答弁がありました。これは日本の例ではないのですが、同じようにやはり出生率が減少させ、回復をさせた例としてよく挙げられるのですが、フランスが1.7から2.0、スウェーデンが1.5から1.8に改善をした、このように言われております。このことは、女性の就労と育児の両立が図られた、このことが大きな要因と言われています。

日本の場合、特に女性は正規社員で働いて、子育てと就労の両立がしにくいということが挙げられておりますが、スウェーデンでは、働き方を女性だけでなく男性も見直し、例えば夕食を一緒に食べる、女性の正規労働に対する考え方を、子育て中は8時間労働を6時間勤務、2時間少ない勤務にする。給与についても、働く時間に応じて減りますが、待遇は正規のままです仕事をすることができる、このように言われました。また、フランスでは、育休を3年までとることができるよう充実し、夫も1カ月間の育休をとることができるようにしたそうです。育休中の給与については保険でカバーをする、このようなことが言われました。

日本の場合は、女性の就労率が上がると出生率が下がると言われています。働き続けるには幾つものハードルを越えなければならない、このような現実があります。1つは保育園、そして働く環境だと思います。ヨーロッパでは、このように出生率を上げていくためには全体で考え、少子化を社会問題と捉えて、社会の役割の制度を整えていったそうです。そして、そのことが、就労率が上がる1つの要因となったそうです。1つの参考例としてお示しをいたしました。

特に、日本の場合、働いている女性と働いていない、子供を持つ主婦には、子育ての悩みが多いと思います。子育て支援に対する市の役割、この辺についてもう少し詳しく伺います。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 再度の御質問にお答えします。

先ほど御答弁いたしましたように、総合戦略の中でも、その子育てのところ、支援策というのも大変重要なポイントとして戦略の中にうたわれております。まず、これまで牛久市が取り組んできた保育園の整備、1つ取り上げますと、その特別保育、あるいは延長保育、あと保育時間の、遅くまでの保育、時間の延長ですね、そういった部分、あるいは児童クラブとかの制度、あとは子育て広場もそうだと思います。

子育てに関する施策は、これまで牛久市がこの総合戦略の策定以前から重要視をして取り組んできた事業でありますので、そういった部分も引き続き取り組んで、この総合戦略の中でも、まず策定の中で、新しい事業を起すのではなくて、これまで取り組んできたものをさらに継続しようというところを基本に置いて、この戦略を策定しておりますので、一つ一つそういった部分、あるいは国の総合戦略、基本の目標と違うところは、教育というところも一つ入れているところです。そういったものも牛久市の特徴、あるいは基本目標と据えている、その部分も子育て、結婚・出産・子育て・教育と入れたものを1番目に持ってきているということも、牛久市の総合戦略の特徴であると思います。国のほうはたしか3番目ぐらいに据えている目標だと思いましたが、その点、十分そのところは重きを置いて戦略を作成しております。それぞれの事業を継続的に強力に展開していくというところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、3番目の総合戦略の基本目標についてです。

今、次長のほうからもいろいろと説明いただきました。国では、この総合戦略について、人口ビジョンを実現するための施策、そしてまた2015年から2019年まで、この5カ年を計画を立てる。数値目標を明記をするということですね。さらに、基本目標を達成するための基本的方向、客観的重要業績指標、KPIと言っています。そのほか、客観的な効果検証の実施を明記するよう求めています。かなり細かに策定を義務づけられている内容となっております。市の基本目標についてお尋ねをしたいと思いますが、今国のマニュアルでは、1番目に仕事づくり、2番目には人の流れ、3番目に結婚・出産・子育て、4番目にまちづくり、このように挙げております。牛久の場合には子育て、結婚・出産・子育てを第1に持ってきているというところでは、やはり子育て世代、そしてまた教育のところにも力を入れているということが、この中からも見えてまいります。

牛久市では、市長の公約でもあります、子育て世代を応援する、このことでマル福の対象年齢が18歳まで拡大、そしてまたひたち野地域に中学校の建設など予定をされていると聞いています。このことは、住民要望が実現をする1つではないかというふうに歓迎をするものです。

それぞれに基本目標の考え方、この戦略の中にいろいろと細かには載っているのですが、基本目標の考え方をお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 御質問にお答えします。

牛久市まち・ひと・しごと総合戦略におきまして目指すべき将来を実現するための4つの基本目標を総合戦略の中に掲げてございます。先ほどそれぞれの事業、展開する細かい事業につきましては御答弁をさせていただきましても、まずその考え方として、まず基本目標Ⅰの「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」では、結婚から出産・子育て・教育まで切れ目のない支援により若い世代の希望をかなえたとともに、将来を担う若者を育ててまいります。

市内での結婚支援、出産・子育て支援の強化を行うことで希望をかなえられる夫婦をふやし、出生率の上昇につなげてまいりたいと考えております。また、幼児教育や義務教育の時期を中心に、さまざまな学びや地域とのふれあいの機会を提供し地元へ愛着を持つ、まちの将来を担う若者を育ててまいります。

次に、基本目標Ⅱの「牛久市への新しい人の流れをつくる」では、出産・子育て支援の強化による周辺地域との差別化、都会のすぐ近くで田舎暮らしができる環境の整備、牛久市の魅力を知ってもらう機会づくりにより、牛久市を未来につなぐ新しい人の流れをつくってまいります。特に東部地域など農村地域では、都会から近い田舎で暮らしたい人をターゲットとし、就業環境や居住環境を整備し新規就農者の移住や二地域居住などを促進して、農村地域の活力を高めてまいりたいと考えております。また、人を呼び込むためには、牛久市の魅力を知ってもらうことも必要と考えておりますので、市内の資源を生かした観光などにより交流人口を増加させ、牛久を知り、また来たくなる、住みたくなる人をふやしてまいりたいと考えております。

続きまして、基本目標Ⅲの「地域に合ったしごとを育てる、しごとにあったひとを育てる」では、地域ニーズや地域資源を活用した地域密着型産業の育成と、市内雇用の創出、人材育成により、地域の課題の解決とまちの活性化を促進してまいります。

牛久市には里山や農村などの自然や、牛久大仏あるいはシャトーカミヤなどの観光の名所、そういったものがございますが、これらの地域資源が十分に生かされていない状況がございます。農業者の育成、観光地の連携、農業と観光の連携を促進し、地域資源を活用する産業を育成することでまちのにぎわいを生み出し、地域全体の活性化を図ってまいります。

また、女性の就業機会の拡大におきまして、近年はテレワークによる在宅勤務など働き方が多様化しておりますけれども、子育て期間中の女性にとりましては就業機会の拡大につながるため、こうした働き方にも対応できるスキルを身につけるための支援も行ってまいります。

最後に、基本目標Ⅳの「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、課題が顕在化している地域の再生や活性化による世代循環の形成のため、公共インフラ整備、民間遊休資産の活用、交通等ネットワークの強化を図りつつ、官民協働によるコミュニティ強化と安全・安心の向上を促進してまいります。

牛久駅近隣の既存住宅では少子高齢化により空き家や中心市街地の空き店舗・未利用地の増加が見られ、かつての活気が失われつつあります。これらの地域に活気を取り戻すために、まちの機能をコンパクトに集約し、多世代が暮らしやすいまちに再生していくことが重要と考えております。そのために公共インフラの整備、空き家・空き店舗・未利用地の有効利用により中心市街地の活性化、コミュニティの強化、若い世代の転入促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今御答弁いただきました。この総合戦略の中を見ますと、かなり苦労されているなということがよくわかります。今回の策定では、このように人口減少が急速に進む中で、牛久の場合はふえていますけれども、全国的には人口減少が急速に進む中で、各自治体の30年後、50年後の姿を模索をし展望する計画づくりがなくてはならないと考えます。もっと時間をかけて地域全体の核心になるようにすべきではなかったかと思います。

この中でかかわった委員10人の名前が載っております。中でも、プロジェクトチームを立ち上げて策定、そして経緯も示されておりますが、期間的には昨年の27年の7月から、第1回会議から、やはり期間がわずか半年余りであったということ、その中で地域の実態把握、また牛久市で計画を策定しています総合計画、これとの整合性や膨大なデータを解析をしたり、政策パッケージを検討する、それと重要業績指標、KPIの設定をする、そしてまた効果の検証も求められる、このようなことで策定をされた今度の計画です。政府は、政策や財政誘導も絡めまして策定をし提出をさせる、政府のこのような進め方にこそ、私は問題があると考えています。地方にこのような形で政策をつくり、丸投げをし、国はチェックをするだけというのではないかというふうに思ってしまうわけです。

また、重点政策との関係では、牛久もずっとこう捉えておりますが、子供の医療費の問題、そしてまた保育料の無料化、このようなこと、どこの自治体でも成果を上げようと、率先して減免措置が講じられております。それを本当に自治体任せにしているのか、自治体間の競争に

していいのか、このように考えます。

全国市長会では、2015年の5月、医療や教育はナショナルミニマムとして国が責任を持ち、子供の医療費等は国が一律負担をする、無償化にすべきであると提言をしています。本来、国が率先をして取り組むべき少子化対策、子供を持つ家庭に対してはさまざまな支援策だけでなく、税金の控除の対策も含め、先進国では日本は下位に位置づけられております。子供の貧困対策、さまざまな手を打っておりますが、やはり深刻な状況と聞いております。

このような中で、市として今回数値目標を掲げておりますが、この数値目標の考え方、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 再度の御質問にお答えします。

今回の総合戦略の策定におきまして、ワーキングチーム、あるいは有識者会議等で議論を行ってきたところでありますけれども、国のその総合戦略の策定を国のほうで努力目標、策定義務として、目標として、国のほうで示され、牛久市でも策定を開始したわけですけれども、一部その策定の中でもいろんな意見があったのも事実であります。議員さん御指摘のように、人口の減少というのは、全国では首都圏・大都市圏の一極集中と、あるいはその大都市圏での少子化が大きな原因というものもまずございます。

この地方創生という地方のところの文言で、その地方にそのまずは対策を国が押しつけただけではないかという意見もちろんあったのも事実であります。まずは、首都圏・大都市圏での少子化対策、そしてその一極集中を是正するのがまず先ではないかという意見だと思います。ただ、国のほうも、まずは疲弊する、その地方のいろいろな対策をまずはやりなさいというところで定めたものでありますので、地方は地方でその方針にのっとって、今後の補助の影響もありますので、その対策・戦略を策定して、そのくみ上げた施策を粛々と展開をしていく、実証していく、それでKPI、業績評価指標、こちらを把握をして逐次国に報告をして、次の展開に結びつけていくものだと思います。

今回のKPIも、各課からの把握できる数値を、各課から上げていただきまして、それで取り組める、把握できる目標、それを設定をして戦略の中に盛り込んでおりますので、今後とも、その戦略、いろいろな、さまざまな施策を展開し、そしてその数値目標を逐次把握をして、国のほうへ報告をしていく、そういった形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、数値目標については、各課から出された数字を目標にして、目標値、平成31年度を掲げているということがありました。今回のこの総合戦略についても、

本当は、本当というか、私どもはこの間、先日ちょっと研修に行きまして、改めてこの問題について非常に深刻な問題ということの認識をしたわけなのですが、改革のために地ならしとしての増田レポート、さきの人口減少ですね、それを衝撃的に発表する、そしてまた地方創生、今回出されております。地方自治体独自でこのような対応が非常に、従来からのやはり総合計画、これを活用しながらやっていくということも含めまして、地域計画、住民が参加をしながら、地域づくりも含めた地域計画、そしてあと、今国はこの総合戦略に沿って、財政的な面も含めて見直しを迫ってくるのではないかと、このようなことが大変危惧されるわけなのですが、それは地方自治の介入であって、このような財政運営の面から、こういうようなことが起きてこないようなことを願うばかりなのですが、自治体独自の対応についてお尋ねをしたいと思います。

そして、例えば国のほうがこのような財政問題から迫ってきた場合、市としてはどのように対応を考えているのか。国がやることというのは、まずはこの財政を押しつけながら、そういう計画をしていくというようなことが多々見られる場合がありますので、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 財政問題、国の財政問題ということ……。〔交付金の……〕の声あり）はい。この今回の総合戦略の策定を国がしていく中で、このKPIの実績、KPIの数値目標、その達成度をもって今後のさまざまな交付金、あるいは補助金に影響していくものというところになります。これも国のほうでも明確に示しておりますので、国のほうでもその総合戦略の展開の中での実を上げる、結果を出していくというのを大変重要視した今回の通常の交付金関係、補助金関係とはちょっと一歩踏み込んだ実績を重視しているというものになっておりますので、今後はその分、今回も今年度の再度の交付金、補助金の示された中でも、来年度に向けて新しい交付金等もまた示されているところでもありますけれども、そういった分も踏まえて牛久市で乗れるその交付金等があれば、積極的にそれに乗って、踏まえて、事業のほうを展開していきたいというところでもあります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 確かにいろいろと国との関係が、交付金を含めましていろいろと財政的な面についても、牛久市に影響が出てくることではないかと考えます。住民の暮らしや経済活動の場として地域は、特に牛久もそうなのですが、自然・歴史・文化、それから社会の経済状況がいろいろとあります。それぞれに個性を持って存在をしております。しかし、人口減少は現実の問題でありまして、国の長期ビジョンでは、将来の方向として出生率を2020年

まで1.6、2030年まで1.8、そして2040年までは2.7、このままで向上すれば、2060年、ちょうどこの戦略のあれですが、1億人、このようにしております。そして、2090年には人口減少がとまり、9,000万人程度で安定する、このように見ております。

人口減少のこの社会の中でも、住民の命を守り人間らしく暮らしやすい働き方を確立をし、持続可能な地域をつくる、このことは待ったなしの課題でもあります。この中で、国の役割、そして責任を明確にさせて、自治体のあり方、これを決めていくのは住民でもあり、地方自治体でもあります。地域にどんな資源があるのか調査・研究をし、そしてその中から政策をつくり、担い手づくりが求められています。そして、何よりも、この地域で生きること自信と誇りを持ち続ける、このようなことが重要と考えます。それが、現状のこのような困難から克服をし、次につなげる、そして生きることと確信をしております。

私いろいろと、かなり細かなことを質問させていただきましたが、牛久市が今後、今までは東京のベッドタウン、そういうことから、今後人口が減り、そしてまた将来的には若い世代が選んで移り住む、このようなことを祈念をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、16番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時07分休憩

午後2時25分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。

通告に従って一般質問を進めます。

今回は、市内公共施設におけるトイレの総合的な点検、改修計画はどうなっているのかについて、また中学生の職場体験について質問をします。

1、市内公共施設のトイレについて。

トイレ環境の向上、これは極めて重要な課題であります。清潔かつ機能的なトイレがまちに配置され、子供、高齢者や障害者もトイレに不便を感じず、まちに出て、歩き、集い、働き、学び、遊ぶなど、自由に快適に過ごすことができること、またトイレ環境は文化的水準が感じられるまちの品性につながる大事な問題です。

日本トイレ協会という団体があることを知りましたが、昨年30周年を迎えたそうです。汚い、嫌な場所というイメージから、きれいで衛生的なトイレ、そしてトイレこそ文化、経済力や軍事力が国の威信をあらわすものではなく、トイレこそ民度、民力、民意をあらわすと、今や国際会議にまで発展しているとのこと。トイレは、あらゆる人に関係する問題で、トイレを改善すべき分野は極めて多様です。

そのような視点から見て、牛久市内のトイレ環境はどうか、改めて考えてみたいと思います。

初めに、トイレの問題を各部署の担当者任せにするのではなく、牛久市の施策の1つとしてどうするかという点です。市内公共施設におけるトイレの総合的点検・改修計画はどうなっているのか。市民要望としては、温水便座つきトイレ化、障害者対応トイレの設置、故障の点検、清掃のあり方、必要な箇所への設置等々、数々の要求があります。まず、このような市民ニーズの把握と、総点検をするべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市内公共施設のトイレについての御質問にお答えします。

市内各公共施設の日常点検や、清掃を含む各施設の管理につきましては、担当ごとに実施している状況でございます。トイレを含め、建築工事や設備工事を行う場合、その設置の担当職員に加え、専門職である技術職員が担当し設計・工事をしております。

トイレの清掃につきましては、駅の公衆トイレは民間業者に、河童の碑や観光あやめ園などはシルバー人材センターに業務委託を行い、公園の公衆トイレなどは、都市計画課の作業員が週2回清掃を行っております。

また、全ての施設において、職員が日常点検や防犯上の観点から、定期的に巡回を行っており、万一故障やふぐあいが発見された場合、速やかに対応しております。

次に、市民ニーズの把握でございますが、トイレに限らず、市民や利用者の方々のいろいろなニーズについては、各部署にてそのニーズの把握に努め、その上で優先順位や費用対効果などを考慮し判断しております。

トイレの改修については、便器の洋式化、温水洗浄機能付きの暖房便座などは、既に各家庭で一般的なものとなり、その重要性は十分認識しております。市の公共施設において、現在新築するものは、全て洋式を採用し、既存の建物においても、古い和式も順次改修しております。老朽化している一部公衆トイレなどは、建築そのものが古かったり、便器の数不足や、男女兼用であったり、便器のみの交換ではなく、建物そのものの建てかえを検討しなければなりません。

現状といたしましては、小中学校では順次、改修計画を立て、洋式化などの整備工事を実施

しております。市庁舎やリフレビルなど比較的新しい建物は、全て洋式化、温水洗浄機つき暖房便座も設置されております。

次に、中央生涯学習センター及び牛久運動広場・保健センターなども、改修計画により、順次進めております。中央生涯学習センターでは、平成27年3月に女子トイレを大規模に改修・増設いたしました。混雑緩和を図ることができ、利用者の方々から御好評をいただいております。また、今年度完成予定の女化運動広場でも、公衆トイレの整備について、利用者との何度も意見交換を行い、設計に反映して工事を行ってまいりました。

また、来年度には保健センターのトイレ改修事業も計画し、平成28年度予算に計上しており、全ての男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレを2カ年計画で洋式化、温水洗浄機能つき暖房便座、段差の解消、おむつがえ台設置などを行い、利用者の方々の気持ちよく使われるトイレとして改修しています。

また、私は、各行政区に今いろいろ区民館とか、いろんな施設が建っております。なるべくその地域に集会所がない場合は、その区にお願いして外に便所はどうかということを今、区長さんとか、いろんな人とお話しして、その地域での公衆トイレのあり方をあわせて検討しています。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 全体的にいろんなところで、新規のことに関しては対応をしているということでした。また、市民から寄せられております個々の問題についてもお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど来、話が出ておりますけれども、この4月から通所障害者差別解消法が施行され、あらゆる面から障害者差別解消に向けての法整備が取り組まれることとなります。第8条においては、地方自治体の義務として、障害者差別を自主的に解消するために積極的な措置を行わなければならないとされており、障害のある人もない人もともに生きる社会を目指して、自治体でもさまざまな取り組みを行っていくことが義務づけられています。

ただいまのお話ですと、各部署で担当者任せでやっているから十分なんだというふうにも意味合いとしてとれたわけなのですけれども、そういう部分もあるとは思いますが、そういうふうになっているからこそ、ちょっとそこの担当課では財政的な負担があるということで、それは二の次にするというような、そういうことも出てきているように思われるわけですね。そういう意味で、私はまずこれは市として、施策として、トイレの改修についてはきちんともう一度改めて政策の1つとして捉えるべきではないかというふうな意味合いから、まず質問をしたわけなのですが、今後、政策企画課などもできるということになっているわけなのですけれども、

そういう問題についても、そういうまとめる役割というか、そういうところで捉えていくというようなことは考えられるのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） それでは、私から今の御質問でございますけれども、確かに政策企画課、そういう市の総合的な計画全般を見ていく課というものを設置いたします。そういった意味合いにおきまして、全体的に捉えなければ改善等が進んでいかない部分というものにつきましては、積極的にその課のほうで担当していただいて、牛久市全体を見ていくということはあることだと思います。そのようにやっていくつもりであります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、改修がまだされていないというような部分も確かにあるわけで、年次計画を立てた見直しとか改修について伺いたいと思います。そして、清掃のあり方については、この中で質問をしていきたいと思います。

まず、間もなく3月11日、東日本大震災から5年目となるわけですが、あの震災の中で、学校体育館に避難した方々のトイレに関する問題、特に障害者及び要援護者等の避難所の対応についてはさまざまな問題があり、それらの教訓が各地で今生かされようとしています。

3. 11では当時、災害発生に伴って避難所で不足するトイレのために、緊急に設置された仮設トイレでは、車椅子の障害者は使うこともできない。高齢者がバランスを崩して転倒するなどの事態も起き、簡易の洋式便座の取り付け、あわせて手すり、入り口の階段を設置し、安全に使用できるよう配慮したなどの報告もされております。

牛久市では、根本市長になって牛久駅東口広場の改修にあわせて、災害時用のトイレが設置されることになりましたが、1つの前進でもあると考えます。これまでも市内公共施設のトイレ改修、さまざま取り組まれているという報告もありました。そこで、まず学校関係のところでお伺いをしたいと思います。

市内の学校校舎のトイレが大規模改修工事にあわせて、非常に子供たちにも喜ばれている状況があります。市内学校のトイレ改修の現状と災害時の避難所として使用される体育館のトイレの改修状況について、確認の意味も込めて伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいま御質問にありました、学校のトイレ、それと学校体育館のトイレの改修状況について御答弁申し上げます。

まず、学校校舎のほうですが、まず小学校、中学校におきましては、下根中、南中を除きまして、全て改修が済んでいるという状況でございます。一方、体育館につきましては、牛久二

小、岡田小、中根小、ひたち野小の4小学校が改修を済ませております。それと、南中につきましては、女子用のトイレが校舎のほうで1カ所やっておりますが、4小学校のみが体育館の改修が終わっているという状況でございます。

一方で、障害者用のトイレということで、多目的トイレの設置ということになりますが、多目的トイレにつきましては、小学校につきましては、岡田小、中根小、向台小、神谷小、ひたち野小の校舎のほうで設置が済んでいる。また、体育館では、牛久小、岡田小、牛久二小、ひたち野小の体育館に多目的トイレの設置が終了しております。中学校につきましては、校舎のみになりますが、牛久一中と南中、南中は女子のみ1カ所ということでございますが、多目的トイレが設置されているという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 学校のトイレについてはかなり意識的にこれまで大規模改修等も含めてされてきたというふうに認識をしております。今、障害者用トイレということなのですが、避難所として使用される、その言い方についても今さまざまな言い方があるようで、「みんなのトイレ」であるとか、「優しさのトイレ」であるとか、「誰でもトイレ」、「多目的トイレ」などと言われているようですね。ベビーのおむつ交換ができるところ、オストメイト対応であるところ、そして車椅子などの障害者の対応、手すりなどが設置されて高齢者対応であるということなど、今の学校の関係では、報告がありましたけれども、市内の、他の市内全体の公共施設の中で、こうした多目的トイレが何カ所あるかということについて伺いたいと思います。また、学校の中でまだ未設置のところの計画はどのようにということでお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、ただいまの鈴木議員の体育館の多目的トイレの未整備の箇所をどういう計画でという御質問でございますが、学校の校舎、それから体育館、それぞれトイレのみの改修という部分で行った学校もございますが、基本的には学校の大規模改修に合わせた中でトイレの改修も行っているという現状がございます。現状では、牛久南中、それから下根中の大規模改造工事についてはまだ未着手ということがございますので、まず学校、校舎についてはその2校を優先的にやっていく必要があるという認識を持っているところでございます。あわせて、体育館につきましても、未改修の部分については順次、文部科学省の補助のほうの活用を視野に、計画的に進めていきたいという状況でございます。

また、同じく教育施設ということでございますが、生涯学習センターにつきましては、中央生涯学習センターに多目的トイレが1カ所ございます。その他につきましては、多目的トイレ

が設置されている状況にはございません。

それから、体育館、下根の体育館につきましても、まだ改修が終わっていないと。これにつきましては、平成28年度でトイレの改修の設計、実施設計の予算を計上させていただいておりますので、そういった中で検討を進めていくということで現在進めている状況でございます。

中央図書館につきましては、既に洋式化もされているということで、特に改修の予定はないという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今、各生涯学習センターについても答弁がありましたけれども、この問題を提起してくる中で、中央では文化センターなどでは改修が済んできれいになっているということですが、ほかのところについて、やはり三日月とか、清掃してもなかなかにおいがとり切れないような状況になってきて、建物が老朽化しているから、そういうことも含めて起きているのではないかというようなお話もありました。

また、奥野の生涯学習センターについては、利用者の方から、便座が冷たい、何とかならないか、洋式も少ないと聞いておりますが、これらの状況について把握していらっしゃることと思いますので、その便座が冷たい等の訴えについては、大きな財政負担を考えなくても改善できる部分もあるんじゃないかというふうに思うわけですね。例えば改修、すぐにできないのであれば、当面家庭でも簡単に設置できるような温水洗浄つき便座にすることもできるのではないかと思うわけです。また、便座マットも、好き嫌いはあるかもしれませんが、そういうものをつけて当座しのぎでもやはり、そういう市民の要望があったときには臨機応変に対応していくというふうに考えることも必要ではないかと思うのですが、それらの点についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、中央生涯学習センターにおきましては、平成26年度中に中長期営繕計画を策定いたしまして、施設全体の状況確認を行ってございます。この調査に基づきまして、施設内での優先順位を見定めながら、御利用される方々が安全で気持ちよく使用できるトイレになるよう改修を順次進めていくという計画でございます。

また、御質問にありました三日月橋生涯学習センターにつきましては、こちらは施設自体は昭和59年に竣工いたしまして、奥野生涯学習センターにつきましても平成元年の竣工ということで、両施設とも既に30年前後が経過しているということから、建物全体の老朽化が進んでいるということで、その時々に応じて部分的な改修は行ってきたという経緯はございますが、

全体の改修計画の策定というものについては、まだ行われていないという状況になってございます。この施設の調査及び改修計画の策定というものを今後検討するとともに、当然トイレの改修についても進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

御指摘にありましたように、大規模な改修でなくてもというお話でございましたけれども、暖房便座、それから温水洗浄機つきということになりますと、技術的なお話になってしまうかもしれませんが、電気容量の問題等がございます、調査してみないとはっきりしたことは言えませんが、当然キュービクルの交換等が必要になったりという、意外とその物自体は非常に確かに安価な物でございますけれども、それを設置するための設備部分というものに結構お金がかかるといふ部分もございますので、そういったものが整備が必要かどうかという見きわめも非常に重要になってくると。

それから、奥野生涯学習センターにつきましては、和式トイレですので、そこを洋式にするということになりますと、1カ所当たりのそのスペースの問題ですとか、そういったところも全面的に検討していかなくちゃいけないというのがありますので、先ほど申し上げましたように、その改修計画というものをしっかり定めた中で計画立ててやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 簡易といってもなかなか大変ということなのですが、でも、そういった部分をもう少し柔軟に対応できるように研究をしていていただきたいと思います。

また、牛久運動公園のトイレの改修費は今回予算化されているわけですが、2018年にリハーサル国体、そして翌年にはゆめ国体等が行われて、牛久でも空手、軟式野球が実施予定ということで、全国各地から多くの来訪者を迎えるということになりますね。国体に向けて、屋外、体育館等のトイレは予算化されているわけですが、そのほか屋内のトイレ整備についてなどは未改修のままなのか、改修計画はないのかということについてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの御質問でございます。屋内というのは体育館という。体育館の中。屋外の。外ですね。（「体育館の中」の声あり）中。運動公園の体育館の内部の。内部ですね。今回の改修の実施設計におきましては、外の施設のトイレ、それから体育館内のトイレ、どちらも改修を行うための実施設計を行うということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） それでは、牛久駅西口に新規設置のトイレをということで、これは市民からの要望もありまして、平成27年度第2回定例議会で同様の質問をしたのですが、余りにもひどい答弁で啞然とした次第です。私は牛久駅西口には障害者用のトイレもないので、エスカレーターの下部分があいているので設置できないかというような質問をいたしました。ところが、そのときの答弁は、身障者の方々、特に車椅子等を御利用の方々には大変御不便をかけていると思いますが、駅の東口、西口両方にエレベーターがあるので、駅利用時、または駅周辺にてトイレが必要な場合は、東口にある身障者トイレを使っただけか、東西口のそれぞれで営業している最寄りのコンビニエンスストア等もあるので、そちらのほうを御利用いただきたいという大変冷たい答弁でした。

傍聴をしていた市民は怒りに震え、その後、コンビニのトイレに入って障害者の車椅子が全く入れないということを確認したそうです。また、車椅子の障害者に、西口から東口へ行って障害者用トイレを利用せよということは、何を考えているのかと。市は障害者の立場に全く立っていないという怒りの声が寄せられたのです。

それで、市の答弁によればどういうことになるのかということですが、西口から東口へ車椅子で移動する場合は、エレベーターで上へ上へ行って、駅の改札前の通路を移動して、東口のエレベーターで下へ下へ行って、東口の障害者用トイレにたどり着かなければならないということになるわけです。余りにもひどい答弁だと思いませんか。

こういう答弁は、実態も把握せず、市民目線ではないですよ、市長。これは前市長のもとの答弁でしたから、そのような答弁だったのかもしれませんが。西口の状況を全く知らないのか、そうでなければ鈴木に対してはよい答弁はするなというような指示でもあったのかと、そういうふうに見えるような答弁です。前回と同様の答弁なら要らないのですけれども、これは担当者ではなくて市長にお聞きしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 牛久駅西口の公衆トイレの設置についてお答えいたします。

牛久駅西口には公衆トイレがないため、牛久駅直結のテナントビルやエスカートビル内のトイレ、またはコンビニ等のトイレを御利用いただいているものと存じます。現状といたしまして、牛久駅西口のロータリー及び周囲の歩道には十分なスペースがないため、公衆トイレの設置がなされていない状況でございます。

しかしながら、駅庁舎のトイレや駅西口周辺の店舗のトイレなどを利用されている状況で、現時点での公衆トイレの新規設置についての計画は今のところございません。

平成27年第2回定例会でも鈴木議員の御質問にお答えしておりますが、今後の状況、例え

ば駅周辺施設等の改修、再整備計画が具体化していくなどの段階で、バリアフリー対応も視野に入れた公衆トイレの設置が計画に盛り込まれていくものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 結局同じじゃないですか。だから市長に答弁を求めたんですよ。同じことは答弁要らないって言ったじゃないですか。じゃあその駅のその改修計画というのはどうなっているのですか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 駅の改修計画ではなくて、駅周辺の西口の改修とか再整備計画があれば、その中で具体化していくという内容でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も西口はよく知っております。公衆トイレという、いわゆるエスカードビルの下に、反対側なのですけれども、あそこにもトイレがございます。ちょっとわかりづらいところなのですけれども、ただ、車椅子で行くのはちょっと遠いかなという感じもいたします。確かに西口に関しては非常にトイレがないという、ただ、現時点でもちょっと設置する場所が、私はどこにつくったらいいのかなという話で、私もよく西口を利用するのでありますけれども、場所もちょっと、そういう場所もないので、そういうことで、どこに設置、仮に設置する場合、どこに設置したらいいかということをちょっと念頭に置きながら、またそちらのエスカードの下に、あそこは非常にいつでもあく、ふだんでも使えるトイレなので、あそこも改修できないかなということを私は常々思ったことがあります。ただ、そういうことについて私もこれから検討しますので、よろしくお願いします。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 何だか「れば」「たら」の話で、なかなか現実にはいかないわけですが、場所については、そのエスカレーターの下その三角になったところの下のスペースがちょうどあると思うので、後で市長、ぜひ見ていただいて、要するにここで問題にしているのは、みんなのトイレ、多目的トイレなんですよ。確かにあることはありますよ。それはイズミヤの下のところにもありますけれども、絶対的に多目的トイレ、障害者の車椅子などでは利用できませんので、やはりそういう場所を西口にも必要なのではないかと、そういう質問の趣旨ですので、ぜひぜひ今後の研究課題としてお願いしたいと思います。今、わかりましたと市長が言われましたので、次に移りたいと思います。

次に、得月院の駐車場、河童の碑の駐車場の洋式化についてです。これも大変難しそうですが、質問いたします。

昨年の秋に、東京方面から牛久の住井すゑ、小川芋銭の周辺の旅をしたいとの問い合わせがあり、案内をする機会がありました。約15名の高齢者の方たちでしたが、非常に熱心に興味を持たれて参加をされておりました。ところが、河童の碑あたりでトイレはどこですかと聞かれて、余りにも汚い河童の碑のトイレを案内するにはちゅうちょしました。得月院駐車場まで戻っても、それでも何とか我慢をしていただいて、アヤマ園のトイレまでマイクロバスで移動をしていただきました。アヤマ園のトイレが新しく設置されていたことは大変よかったと思います。ですけれども、実は私は心配になりまして、事前に見に行ったところ、やはり清掃がいき届いているとは思えない状況で、私は簡単にごみを片づけてお客様を迎えたのです。

牛久市の26年度の決算資料によりますと、観光資源と集客数について、アヤマ園は6月に集中して約1万5000人、河童の碑、雲魚亭は約3,300人の観光客が訪れているというデータがあります。河童の碑、得月院駐車場等についても、ともに洋式化、そして改修すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 経済部長八島 敏君。

○経済部長（八島 敏君） 御質問の得月院駐車場、河童の碑の駐車場の洋式化等につきましてお答えをしたいと思います。

得月院駐車場、それと河童の碑駐車場にありますトイレにつきましては、和式ですね、これが設置をされております。それと、設置個数ですか、河童の碑につきましては、男女兼用の大のほうか1つというような、数の少ないトイレとなっております。

今鈴木議員が質問の中にあつて、汚いというようなことで、きれいなところまで連れていったというようなことでございます。今おっしゃられるように、以前は結構利用者というのは少なかったわけですが、最近、遠方から訪れる方、また車椅子を御利用になられる方、このような多様な方がふえている状況にあります。それと、牛久沼かっぱの小径を中心としたウォーキングや散策を楽しむ方、こういった方もふえているのも事実でございます。

現在、その洋式化につきましては、改修計画は現在持っておりません。しかし、洋式化、さらに障害者対応等につきまして、今後その改修について検討をしてみたいというように考えております。

また、当面の対応でございますけれども、車椅子の御利用を希望される方、また子連れ、子供連れの方などにつきまして、その利用のしやすいところ、例えば近くのかっぱの里生涯学習センターや三日月橋生涯学習センターの先ほどの多目的トイレですね、みんなのトイレ、これができるように、その観光トイレのところに案内板を表示するなどして、利用者の方を誘導し

ていくというようなことで、当面は対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 本当に散歩をする人たちが非常にふえてきて、得月院の駐車場、そして河童の碑の駐車場というのは本当に奥まっけていて、こんなところを使う人がいるのかなと思うようなトイレではあるのですけれども、結構車がとまっていたり、また散歩の途中で使うという方が多いわけですが、周りが泥なので、トイレにやはり泥が入ってしまうので汚いというところもあるわけですが、それ以上にその清掃が行き届いていないということが非常にあるわけですね。

それで、ここで清掃のことについて入りますけれども、牛久駅東口方面のトイレの清掃と、西口方面の清掃のありようが違っているのではないかというふうに思われるわけですね。東口側にある駅及び公衆トイレは清掃が行き届いていると聞きます。東と西では差があるので、それぞれの清掃業務がどのようになっているのか。東側も西側も市内全般的に同じようにきれいに清掃できる体制を組んでほしいと思うわけですが、牛久のトイレ、どこに行っても清潔で行き届いていると利用者が感じられるように取り組んでいただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。先ほどの答弁にありましたけれども、ちょっと改めて伺えればと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 議員、済みません、東口のトイレと、公園のトイレとかじゃなくて駅のトイレですか。

○17番（鈴木かずみ君） 東口のほうのトイレとか公衆トイレについては、かなり清掃がきれいになっているわけですね。それは多分委託されているのかなというふうに思うのですけれども、それと西口のほうの河童の碑とかのトイレの清掃のあり方が違っているんじゃないかと。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 東口のトイレに関しましては、民間の委託会社のほうに委託、公衆トイレについてはしております。公園のトイレにつきましては、市の作業員のほうで定期的に清掃をしております。河童の碑のトイレについては、シルバー人材センターのほうで業務委託を行い、清掃をしている内容でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 特にその河童の碑のほうのトイレの、シルバー人材センターのほうでやっているということですが、その日数が足りないのかどうなのか、その辺が何か余りきれいにできていないということはどういうことが原因なのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 経済部長八島 敏君。

○経済部長（八島 敏君） 河童の碑の駐車場のトイレの清掃ということの御質問でよろしいわけですね。得月院駐車場とあわせまして、河童の碑の駐車場のトイレ、さらにアヤメ園のトイレ、この3カ所ですけれども、これを合わせましてシルバー人材センターに清掃を委託しております。清掃の業務の内容としましては、火曜日と木曜日の週2回、トイレの清掃、あわせてトイレトーパーや液体石けんの補充を行う内容となっております。

先ほども質問の中にありましたけれども、トイレ周辺、いずれのトイレ周辺も未舗装の場所が多く、泥やほこりによる汚れが目立つため、休日の前後などは職員による点検や清掃を実施しているところでございます。

それと、その汚れの原因ですか、週2回の清掃と職員の休日前後の点検・清掃というようなことをやっておりますが、その回数が少ないのかなということに対しては、こういう形でやっております。

さらに、これは以前ですけれども、たしかアヤメ園のトイレで泥がひどかったということがありました。その際には、近くの農業をされている方がトイレを使ったときに、長靴に泥がついたまま御利用されたというようなことがあって、使う前に水で洗ってくださいというようなことでやった経緯もございます。利用される方にとって、きれいに使っていただけるような、そういう指導、御利用のお願い、こういったものも必要かと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） やはり、あんまり人が来ないんじゃないかというような思いでいる部分があるんじゃないかと思うのですが、実質的に他県の車のナンバーが見受けられたり、いろんな方が来ているわけですね。ですから、やはり牛久のトイレってこんなに汚いのかと思われるんじゃないかと、やはりそういうふうにならないように、もう少し丁寧に回数をふやすなりなんなりしてやっていただきたいと思います。

また、先ほどかっぱの里生涯学習センターのトイレについて、これは改めて質問しようと思っていたら、もう既に答弁はあったわけなのですけれども、かっぱの里の生涯学習センターのトイレがすごく新しくバリアフリーで、障害者用のトイレも整備されていて、非常に快適なトイレなんです。しかし、一般の人、散歩の途中の人などがなかなか、そのかっぱの里の生涯学習センターの利用者が利用するところだというふうには恐らく思っていないと思います。観光や散歩の途中で利用してもよいところというふうには思っていないと思います。この辺の周辺のこの事情を鑑みれば、やはりかっぱの里生涯学習センターのトイレ使用について、もっとオープンに案内をしてみてもどうか。それも1つの解決策ではないかというふうに思う

わけです。

児童の碑とか得月院の駐車場のところのトイレのところに、先ほどもお話がありましたけれども、地図をつけて、アヤメ園またはかっぱの里生涯学習センターのトイレがきれいなので、ぜひこちらを使ってくださいみたいな形で表示板をつけて、そこがわかるような地図も持っていけるようなものをつけたりとか、少し丁寧にその辺の対応をしていただきたいというふうに思うのですけれども、改めて伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） かっぱの里生涯学習センターのトイレをということで、これまでかっぱの里生涯学習センターにつきましては、生涯学習センターの機能と、小川芋銭研究センターという2つの機能を持たせていた。昨年ですか、11月に小川芋銭研究センターの業務につきましては、来年度から大幅に変えるということで、研究センターだった部分をギャラリーに変えますので、本当に市民の方が気軽に立ち寄っていただける施設に変えられると思っておりますので、ほかの関連する課とも協力しながら、そういった部分の商業をしっかりと、ぜひそういった他市町村、もしくは他県の皆様にもぜひ芋銭作品をごらんいただくとともに、トイレなども御利用してちょっと休憩していただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ぜひ案内もよく見やすいように大きくしていただいて、ちょっと余り小さいとお上品でよくわからないという案内板が多いので、ぜひその点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか多くの市民の皆さんからの要望は、公園のトイレも含めて多々あると考えられます。和式がいまだに多くて暖房便座の洋式にしてほしい、古いところは清掃してもにおいが消えないので何とかならないか、そうしたトイレに関する関心が非常に高いものがあります。市内全体の状況把握、新設・改修要望、柔軟にすぐ対応するなど、市全体の問題として取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目としまして、中学生の職場体験についてです。

中学2年生になると職場体験をし、社会体験をすることによって多くのことを学ぶ機会となっていると思われまひます。県の教育委員会が作成し生徒に配布をしている中学生社会体験事業についてのトライアルハンドブックによれば、県は平成12年度から中学生社会体験事業を実施している。職場体験に参加することで多くの方々とは触れ合ひやかかわりを持つこと、そこから働くことの大切さや、かかわりを持った方々の人としてのすばらしさを体で感じ取り、大きく

成長する上での心の糧にしてもらいたい、こうした趣旨、中学生へのメッセージが書かれています。

(1) としまして、中学生の職場体験については、どのように取り組んでいるのか。現状と傾向について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中学生の職場体験学習ですが、望ましい勤労観、職業観を身につけるために、2年生の総合的な学習の時間に活動を位置づけ、中学校ごとの指導計画に基づいて実施しています。校外での学習であり、さまざまな事業所を各人が選択して実施できるように、主に夏休み中に計画されています。自己を見詰め、狙いに迫るためには、5日程度実施することが望ましいと考えられますが、受け入れ事業所の都合等によっては、2日から3日程度になる場合もあります。

体験場所については、職業調べ等の事前学習を行った後、各自の希望する職種を調査し、各学校において生徒の希望に沿った地域の事業所との連携を図りながら選定しています。生徒の希望を尊重しながら、体験場所を決定している状況です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 昨今の経済状況から見て、また職場の環境が非常に厳しくなっている現場もあると思われませんが、必ずしも中学生を受け入れる余裕を持ってない職場なども出てきているのではないかと思います。問題点などはどうなのか、体験しての感想など、把握していれば御紹介いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子供たちの、体験後の生徒の感想ということで聞き取りました。自分の親が毎日働いていることへの感謝の気持ちが高まった、自分の進路や将来について考えるようになった、大人は自分の仕事に誇りを持っていると思うなどが挙げられました。

問題点としましては、新たな協力事業所の開拓が難しい、職種によっては近隣及び市内のほかの中学校と実施日が重なり、受け入れ期間が限られたりすることなどが挙げられます。また、職場体験は業務の合間に対応していただいているため、事業所によっては施設見学等が中心となって十分な勤労体験ができない場合もあるようです。学校間の連携や地域の事業所との連携をさらに深めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） そのそも目的といいますか、狙いとしては、先ほどお話があり

ましたように、望ましい職業観、勤労観を身につけることにあるというふうに思われますけれども、この体験を通して将来の就職への意識化などがどのように取り組んでおられるのか、全く個人の希望でということであるのか、そういう結びついていくようなことが事例としてあるのかどうか、そのような点について伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子供たちは、体験前は自分の好きなことを生かせる職業につきたいという希望を多く持っており、希望する職種で職場体験を行っています。しかし、体験を通して趣味や特技を生かすことだけでなく、社会人としての礼儀やマナー、責任を持って働くことの大変さや、やり遂げることの大切さなどを学んできます。体験後の情報交換会などでこれらを共有し、どの職種にも共通する大切なことに気づいていきます。

そして、わずかな体験であっても、働いたことによる充実感や、働く人々や一般の人々との触れ合いから、社会や他人のために役に立ちたいという気持ちが膨らむなど、将来の社会人としての勤労観が養われています。職場体験をした後、体験した職種につきたいと思う生徒もいれば、またそうでない生徒もおり、なかなか難しいところでもあります。それは、体験を通して自分の適性について考えたり、多様な見方や考え方が見についたりするからだと考えられます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） （4）として、自衛隊への体験入隊などについて伺います。

1990年代前半から広がってきた中学生の職場体験に、今自衛隊が積極的に売り込みをしているとの報道がありました。職場体験の事業所が近年、営業不振などによって受け入れる余裕がなくなっているのが現状で、その中で体験人数枠が多いのが自衛隊と聞いています。今の政治情勢の中で非常に気になるところです。

この実施校は男女別で何人なのか、牛久の中ではどのような学校が自衛隊の体験入隊をしているのか。また、宿泊などがあるのかどうか。傾向についてつかんでいるのかどうか、ふえているか、減っているかですね。それから、体験者が自衛隊に入りたいというような話が出ているのかどうか、その数点についてお伺いをします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 近隣には霞ヶ浦駐屯地、土浦駐屯地の2カ所で職場体験を受け入れています。これらの駐屯地では、1日の体験プログラムが用意されています。2カ所を体験するという生徒は2日間の体験となります。体験プログラムは、施設見学やロープワーク、行進、整列などの基本教練などです。

平成25年度は、牛久一中、牛久三中、下根中の3校で、男子が36名、女子1名でした。平成26年度は、三中、南中の2校で、男子7名、女子3名でした。本年度は、牛久三中、南中の2校で、男子6名が体験しました。25年度の体験者が多かったのは、東北復興支援活動への関心が高かったからと思われます。

本年度の生徒のレポートからも、「自然災害によって災害を受けた場所に行き、どのように行方不明の人を探したり助けたりするのかを調べたいという思いから自衛隊を体験場所に設定した」という記述が見られます。なお、6人中自衛隊に興味を持ったという生徒が1名おります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 職場体験のほかに、部隊見学もできますというふうに案内書にあるわけなのですけれども、この部隊見学というのはどういうことなのか。しているとすれば、どのような見学となっているのかということについて伺いをします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 施設見学というのがありまして、土浦駐屯地では雄翔館の見学等があります。霞ヶ浦駐屯地も施設見学ということなのですが、施設を1周して見学するというような報告を受けております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 自衛隊への体験入隊というのは、自衛隊からの働きかけがあるというような報道もあるわけなのですけれども、牛久においては、自衛隊からの働きかけがあつてのことなのか、また本人の希望ということだけで行っているのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子供の選択が主です。というのは、中学生活と進路という茨城県版の職業一覧表がありまして、この職業一覧表にわっと職業がたくさん載っているのですが、この中で子供たちが、自衛官というのを希望した子供たちが現場に、職場体験に行くということになっております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今大変世の中が複雑な状況になってきたと思いますが、自衛隊からの働きかけということは特段ないのか、あるのかということについて確認します。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 特にございませぬ。子供たちの希望がある学校は、龍ヶ崎地域事務

所担当広報官に連絡して、間をとってもらおうというような形になっております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 職場体験というのは、自衛隊ということではなくて、地域の先生たちが、この職場で子供たちにこんなことを学んでほしいという思いで体験場所を確保してきた歴史があるといいますけれども、子供たちを地域と結びつけて、地域の人たちとの交流を深めて、地域の力をかりて子供たちの人格形成につなげていくという理念があるのではないかと思います。

自衛隊に関してですが、これは佐賀県の例なのですけれども、2015年度で約160人の中学生が自衛隊の職場体験に行っているということがわかり、体験に行った中学生は自衛隊への操縦席に座ったり、格闘術を体験したりしていると。配布された資料の中には、パンフレットのほかに自衛隊内の雑誌もあり、自衛隊員募集の広告や右寄りのオピニオン記事、卑わいな広告などもついていたとのことでした。

安倍政権のもとに、昨年9月19日に多くの国民が反対する中、安保法制、私どもは戦争法と言っておりますけれども、それが強行採決され、今月の末には、自衛隊員の海外での活動を広げる安全保障関連法が施行されます。毎日新聞が5日、6日に行った世論調査では、同法の制定を評価しないというのが49%、評価するが37%となっており、女性は評価しないが52%に上っています。これまで憲法9条のもとに、自衛隊が海外で人を殺したり殺されたりすることはありませんでした。しかし、安保法制の強行採決から、自衛隊の役割が変わってしまったのです。

このような情勢の変化の中で、中学生の体験希望者が減っているわけですね。先ほどのお話ですと、25年度は東日本大震災で37名の人が、自衛隊をすごく災害で助けてくれるという、そういう子供たちが愛の希望みたいなものを持った報道だったと思います。現実にもそういうこともたくさんあって、ふえたのではないかと思います。その後10名、6名と減っているのは、やはりこうした社会情勢、安保法制のことも非常に大きく影響しているのではないかと思います。

中学校における自衛隊の体験入隊、職場体験学習には幾つもの重大な問題があると考えられます。1つには、国民の中に、自衛隊の存在に対して違憲か合憲かの意見の相違が存在しているわけですね。保護者の中でもさまざまな考えがあるということです。仮に生徒の希望があっても、子供の自衛隊の体験に反対や懸念を持つ保護者も多数いることに配慮が欠けていないかという点です。

それから、2つ目には、安保関連法制が施行される事態になって、自衛隊が実際に戦闘地域、戦場に向かい、戦死者が出る可能性が現実化し、殺し殺される軍隊へと、危険性が格段に高ま

ったということです。既に北海道の陸上自衛隊北部方面隊は、2010年から3万8,000人の隊員に対して、家族への手紙という名の遺書を書かせているとのこと。また、これらの遺書は、中学生の15歳、また高校生18歳で入隊する未成年者にも強いられており、このことを保護者にも、送り出した教員にも、知らされていないようであります。過去の戦争の反省から、教え子を再び戦場に送らないという戦後の教育者の原点が根底から踏みにじられる重大事態であることを認識しなければならないと思います。

3つ目には、自衛隊は他の一般の職業とは全く異なる存在だということです。自殺者も多く、隊内のいじめ問題なども相次いで報じられ、労働権も保証されず、家族への遺書まで書かされ、安保法制によって世界中の戦闘地域で殺し殺される任務を強いられる危険性が高まった自衛隊は、他の一般の企業や職業と同列に扱うことはできないのではないのでしょうか。それを職業選択の1つとって中学生に体験させることは、教育者としての見識も問われることになるというふうにおっしゃっている方もいらっしゃいます。

なお、東日本大震災や北関東の豪雨災害での災害救助活動などで活躍する自衛隊の姿がメディアで報じられましたが、自衛隊の第一の任務は国防、戦場での戦闘行為であり、災害救助活動は二次的な任務です。学校がこれまでのように安易に自衛隊の体験入隊、職場体験を実施することは、命を何よりも大切にし平和な社会をつくる人間を育てるという教育上の立場からも、容認できるものではないのではないかと考えます。

そこで、教育長におかれては、この現実をどのように捉えられているのか伺います。そして、また牛久市教育委員会として、これらの重大問題があることを、中学校の校長及び教職員にしっかり伝えていただき、今後、自衛隊への体験入隊、職場体験学習を各学校が自粛するよう促す考えはないか、御所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 自衛官も職業の1つと考えております。中学生の公民という教科書があります。ここには、自衛隊と憲法9条の関係について、政府は主権国家には自衛権があり、憲法は自衛のための必要最小限度の実力を持つことは禁止していないと説明しています。一方で、自衛隊は憲法9条の考え方に反しているのではないかという意見も書かれています。それから、集団的自衛権、これが今度、限定的な行為は可能という見解で変更しました。災害派遣のこと、核兵器廃絶のこと、自衛隊に対してさまざまな見方から捉えるようにして、子供たちに考えさせるようなつくりになっています。

私たちは、戦争というのは本当に憎むべきものでありまして、戦争は人間の尊厳を踏みにじるし、人格をないがしろにする、最も憎むべきことだと思っています。私たちは、そのために広島に毎年平和大使の子供たちを送り、数年前から全ての学校で全ての子供にその体験を発表

して、平和の大切さを訴えようという取り組みをしてきました。

自衛隊の職場体験学習につきましては、今回さまざまな御批判があるということも認識いたしました。職場体験学習につきましては、学校と相談し検討し、よりよい方向で改善していればと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 最後になりますけれども、教育というのは、本当に人の人生を大きく左右する重要な役割を持っているということは言うまでもありません。この安保法制ということですが、まさにこの子供たちの世代の問題だと考えております。安保法制がこのまま施行されることは何としてもとめなければならぬと考えている1人であります。

7月に行われる参議院選挙においては、野党が力を合わせて安倍政権を追い詰めて、安保法制を廃止させるため、皆さんと力を合わせていきたい。そのために、私も微力を尽くしていくことをお伝えして、質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、17番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分といたします。

午後3時31分休憩

午後3時45分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って質問をいたします。

まずは、うしくあみ斎場へのコミュニティバスの運行についてであります。

この問題は、これまで何度となく質問をしまいましたが、いまだ全く対処されていないというのが現状ではないかと思っております。これまで市全体のコミュニティバスの運行について質問をしましたが、これではうしくあみ斎場への公共交通の問題についてはらちが明かないと思わざるを得ないわけであります。

特に、公共施設への交通手段は、独自に検討すべきではないかと思います。牛久駅からうしくあみ斎場までのタクシー料金は約5,400円かかります。参列者からは、なぜ公共交通が

ないのか、公共施設なのに香典より高い交通費とは何事だというお叱りも受けているそうであり
ます。

うしくあみ斎場は、平成11年、1999年竣工されました。約17年間、公共交通がない
まま利用されてきたわけであります。このような現状をどう認識しているのか。また、なぜこ
のような状況がいつまでも続いているのか。そして、今後の方針についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） うしくあみ斎場にコミュニティバスの運行についての御質
問にお答えいたします。

先日、池辺議員の質問に市長からお答えさせていただきましたが、コミュニティバスかっぱ
号は、以前は東部地域も運行していましたが、平成19年度に見直しを行い廃止した経緯が
ございます。

うしくあみ斎場には、関東鉄道の路線バスが運行しており、発着は牛久駅東口発牛久浄苑・
牛久大仏行きとなります。こちらの最寄りのバス停なのですけれども、上久野バス停を御利用
いただき下車していただければ、斎場入り口となります。

このように、路線バスが運行しておりますが、平成28年度策定予定の牛久市公共交通網形
成計画において、路線バス、コミュニティバス、タクシー、過疎地有償運送等のデマンドを合
わせた公共施設を結ぶ地域環境に合った総合的な交通体系を確立していくとともに、公共交通
の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ほぼこれまでの答弁と同じようなことで、まずいつ改善するかわ
からないと。12月議会でも同じ質問をしました。路線バスが動いているかどうかというのは、
そのとき答弁がなかったんですね。私もバス停の表示を見たのですが、実際には上久野とい
うところで停車するようになっていて、例えば土日も運行はしてありました。

私がこれまで何度となく取り上げて、市として対応策をとるべきだと言ってきたのは、関東
鉄道、そしてまた牛久浄苑とも話し合っ、民間バスの運行をという提案をしてきました。上
久野という停車場にとまるということは、私もこれまでの一般質問の中で何回か取り上げては
きました。斎場のほうに聞いてみますと、葬儀に参列する方、ある程度年配の方が多いう
ことで、斎場の中まで入ってもらいたいというのが、基本的には参列者の希望でもあります。

実際に関東鉄道や牛久浄苑と話し合いをして、民間バスの運行について話し合いをしてき
たのかどうか、提案をしてきたのかどうか。上久野というところでとまったら、バスというの
は大体そこに何があるかという宣伝をしますね。うしくあみ斎場入り口ですとか、そういったこ

とをされているのかどうか、これも含めてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。

関東鉄道のほうに、議員おっしゃったような、その申し入れというのは、私の知る限りでは行っておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 何度も議会の中で、このうしくあみ斎場の公共交通の問題を取り上げて、これはコミュニティバスと込みでやっていたから、コミュニティバスはあそこには行けないという感覚だから、初めからそんな気持ちはないと、そして話し合いもしていないという事は、全くやる気がないというふうに判断せざるを得ないんですね。

例えば牛久浄苑も斎場があるわけですね。そこで葬儀ができるようになっているわけです。そのこの1つ手前のところとということになると、牛久浄苑とも話し合いをする、そしてまたそれなりに幾らかのその補助金を出してもらいたいというようなこともあるかもわかりません。しかし、全くそのような話をしていないということは、やる気がないというふうに私は判断します。なぜこれまで17年間も放置してきたのか、その理由をお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、かっぱ号につきましては、平成19年度まで鹿ヶ作で乗り継ぎがありましたけれども、斎場のほうにバス停がありまして、そちらまで奥野ルートで走っていました。ただ、市民の方から、空バスが走っているというような御指摘を受けまして、平成19年度に、先ほどもお答えしましたが、見直しをさせていただき廃止した経緯がございます。ですから、利用がその当時あれば、こういう経過はたどっていないと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 大体いつも同じような答弁で、空バスが走っているから運行をやめたとかという、いつもお決まりの答弁なのですが、それで今回、うしくあみ斎場の問題なので、うしくあみ斎場で催されるお通夜というのは、何時から何時までだというふうに把握しておりますか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 通常のうしくあみ斎場のお通夜は、6時または7時からということになります。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私が聞いたところでは、5時、6時、7時ということ。それで、それでは先ほど答弁があった関東鉄道のバスですね。ここに時刻表があるのですが、通常、牛久駅東口を3時20分に出ますね。そして、上久野に着くのが3時50分。7時から行われるお通夜に2時間も3時間も待っているというふうに言うわけですか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） バスの時刻は9時50分ぐらいから始まって5本ありまして、一番最後は、利根川議員がおっしゃるとおり、3時のバスが最終だと私も思います。ただ、何度かアンケートの調査で足が欲しいという話はあったのですが、まだ阿見との議会の中では、そういったお答えが出てきていないという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 先ほど言ったのはふだんの日ですね。じゃあ土曜日、日曜日、祝日はどうかといいますと、4時40分に牛久駅東口を出ます。そして、上久野には16時58分、約5時ですね。これも2時間待ちです。2時間待って、バス代はどのくらいかはちょっと、500円か600円ぐらいかなと思うのですが、その後はこれは最終バスですから、どうするのですか。5,000円も払うのです。例えば1万円の香典を出す人が往復でタクシー代だけで1万と800円かかる。東京から牛久に来るまでも約2,000円かかるのです。1万3,000円も払って1万円ないし、5,000円の方もおられると思います。こんな公共施設ないですよ。17年間どういう議論をしてきたのかと、これを。私は前々市長の大野喜男市長のときからこの問題は取り上げて、何度も取り上げたけれども、全くその改善の余地が見られないんですよ。

先日、斎場に行きまして聞いたところ、最終バスに、土日の場合、最終バスに乗って2時間ほど待ってくださいと、それを言わざるを得ないというんですよ。その斎場の担当者の気持ちになったことありますか。こんな公共施設ないですよ。先ほども言いましたように、17年間これらの、お通夜も含めて、負担を軽くするような検討をされなかったのか。

そうすると、以前どの答弁者だったかちょっと覚えていないのですが、市外から来る人のために公共交通を出せないということを言ったんですね。葬儀している人自体は牛久に住んでいる人がほとんどなのです。その人のために遠方から来てくれる人のために、1万円以上のお金を出せなんていうのは、到底信じられないですよ。そういう答弁をすること自体、だから結局そういう答弁をするということは、全く検討されていないということなんですよ。

この点について再度お尋ねをいたします。どのように対応してきたのか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

その時間待ちを、長い時間待っていただくということもありますが、今後につきましては、先ほど申し上げました、網計画をつくる上で、公共施設を洗い出しをしまして、御利用の関係とかも検討しまして、なるべくそういうふうな御不便をおかけしないような形で、かつぱ号を含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今、斎場のほうでは、GPPですか、グリーンプラン・パートナーシップね、事業が行われていますね。それで、空調、ペレットによるようなものというように変えていくようですが、どのぐらいの減収を考えているのか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 減収、削減ですね、電気代、燃料費等を含めての削減費用はどのぐらい考えているのかということです。

○議長（市川圭一君） 資料がなければ後からでもよろしいですか。

○18番（利根川英雄君） それなりに効果があるということでやられているというふうに思うのですが、例えば1つの提案ですけれども、マイクロバスをじゃあ購入するとどのぐらいかということ、これは動くかどうかわからないけれども、売っているところでは中古車で50万円からですよ。通常の中古車で200万円程度です。ちょっとカタログが古いからどうなのか、今は販売していないのかどうかわからないのですけれども、350万円で新車が買えたんですね。トヨタのコースターというやつだそうなのですが、ただ、現在は500万円を超えているんじゃないか、500万円前後かというふうに思うのですが、阿見と牛久で300万円ずつ出せば、購入することができるんですよ。こういう検討も私は一切されていないというふうに思うのですが、ただ、この料金について、公共交通を出すということならば、多少なりとも会葬者なり、また葬儀をしてもらう方に幾らかでも負担してもらうということも考えられると思うんですよ。こういう検討も当然されていないというふうに思うのですが、この点についてどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川議員、多分、これは資料がないと思われまますので、後ほど回答という形でよろしいですか。利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） じゃあ言いたいことだけ言って、後で検討してもらうということですね。今バスを買えということだったのですが、1つは、そのマイクロバスのリースという問題があるんですね。これはメンテナンスリースということであると、月々10万円から1

5万円ぐらい。これになりますと、諸費用から税金から車検代から全部無料です。ある程度負担をしてもらえれば、これらのメンテナンスリースの料金というのは、毎月々のものは出るというふうには私は考えております。これ等もぜひ検討していただきたい。

そして、先ほども言いました、斎場に行くに当たって、関東バス、そしてまた牛久浄苑と話し合いをしながら、斎場の中に入っていただくという、年配の方が結構多いです。その点。

それと、これまで何人かの議員の方から、奥野生涯学習センターへのバスの運行ということを書いておりましたが、奥野農協の前、あそこに今はちょっとバス停があるかどうかわからないのですが、そこも停車をすれば利用できるわけです。奥野生涯学習センターですね。歩いて5分とかからないと思います。これらもあわせて、関鉄等を含め協議すべきだということで、資料がないからわからないということなのですが、やる気がないからなかなか話し合いが進まないというふうには私は思います。ぜひ検討していただきたいと。

続きまして、入札制度に第三者委員会の設置という問題であります。

これまでの一般競争入札、指名競争入札、随意契約などの流れについてどうなのか。入札の現状という問題についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

指名競争入札、随意契約に係る業者選定や一般競争入札の資格要件の設定に関する手続きにつきましては、牛久市契約規則及び契約規定に基づいて適切に行っているところでございます。

業者選定の手続きですが、建設工事で設計金額が1,000万円未満の案件、コンサルタントで設計金額が50万円以上300万円未満の案件については、決裁権者に対する業者の推薦は契約検査課長が行っております。事務決裁規程に基づき、設計金額に応じた決裁権者が決定をするということでございます。建設工事で設計金額1,000万円以上の案件、コンサルタントで設計金額が300万円以上の案件につきましては、契約検査課長が業者の推薦を行い、競争入札参加資格審査会に諮り、審査会で決定した後、市長に決定事項を報告し、承認を得るという事務手続をとっているということでございます。コンサルタントで設計金額が50万円未満の案件、物品・役務の案件につきましては、決裁権者に対する業者の推薦は事業発注担当課長が行って、事務決裁規程に基づき設計金額に応じた決裁権者が決定をします。

建設工事でコンサルタントで特命随意契約、いわゆる1者随契の案件のうち、指名競争入札に付すべき金額の案件及び一般競争入札案件については、審査会において特定の業者と契約する理由の妥当性及び一般競争入札の資格要件の設定について審議し、決定した内容を市長に報告し、承認を得るという事務手続をとっています。

審査会の構成員は、副市長が委員長、全部長及び契約検査課長が委員となっております、

入札参加資格を審査する場合は、教育長が構成員に加わり、指名業者に関する審査の案件は契約検査課長は構成員から除かれております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 入札にかかわる流れというのは、ほとんど職員がかかわっているということですね。私もこの問題について何度か質問をしたときに、天の声、地の声が響き渡って業者が決まるようなことを言ったのですが、そのとき前市長は地の声だというふうに言ったのを鮮明に覚えています。そして、またその今の答弁の中で、業者の選定等を含めて審査委員会で審査すると。そのときも名ばかり委員長だろうということを何回も指摘をしました。このように、私たち市民は、入札に関する問題については非常に疑問を持っているというのが現実であります。

その中で、ちょっときのう、気になることがありました。元職員から役所に電話がかかってくると。それも市長は認めたようなのですが、それは誰なのですか。それなりの権力を持っていた人ならば問題です。さらに、入札関係にかかわったとしたら大問題です。公平・公正の入札制度とは言えないのです。この元職員、幹部職員じゃないかと思うのですが、これは誰ですか。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 私のほうから御答弁申し上げます。

確かにきのう市長が答弁しましたように、そういう事実がございました。しかし、今現在はもう一般市民となっておりますので、職員であれば名前等を公表することになるかとは思いますが、一般市民ということで、名前のほうはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 根本市長が誕生してから、私らはいろんな話を聞くのです。いろいろ忠告もされます。特に根本市長の足を引っ張るようなことをうわさとして流していると。そして、また退職した幹部職員が、職員のところへ電話してくるなんていうことは、日本全国見たってないですよ。こんな異常事態はないですよ。考えると、元市長というふうに私は考えざるを得ないのですが、どうですか。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 先ほど申し上げましたとおり、現在一般市民となっていられらるということで、お名前のほうは、ここでは申し上げられません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） また新たな怪文書がいろんなところに送られているんですね。それらも含めて、その方も一般市民になったのですから、そういうことを言うなということをしてひ言っていたきたいと。そういう方向で不正な入札というものはないだろうというふうに私は思いますが、一般市民の方はどう思うかよくわかりませんが。

次は、第三者委員会、第三者機関の設置という問題です。国土交通省は入札の透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除徹底、適正な施工の確保を推進する目的で、入札契約適正化法、これが制定をされました。

さらに、この法律に基づいて適正化指針が閣議決定をされ、マニュアルも出されています。学識経験者による第三者機関、第三者委員会を設置して、その意見を反映することが、全ての発注者、牛久市で言えば牛久市ですね、求められています。この第三者委員会、第三者機関を設置するというので、入札、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等を含めて、透明性が高まるというふうに思うのですが、この第三者機関の設置、考えるべきじゃないかと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えします。

入札監視委員会等の第三者機関の設置につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条で規定されている、国が定める指針の中で、努力義務事項として位置づけられています。

指針には、第三者機関の具体的な事務として、1つとして、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること、2つ目として、当該第三者機関またはその構成員が抽出・指定した公共工事に関し、一般競争入札の資格要件の設定の経緯、指名競争入札の指名、及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと、3つ目としまして、報告の内容や審議した事項について不適切な点や改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うことの3点がありまして、第三者機関から意見の具申があったときはこれを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずることが掲げられています。

このように、第三者の監視を受けることは、入札及び契約の過程や契約の内容について透明性を確保するために非常に有効であり、第三者機関を活用することで、これまで以上に公平・公正な入札制度が確立されると認識いたしております。

しかしながら、現在、牛久市においては、市内業者で施工できる案件は市内業者に請け負ってもらいたいという考えのもと、指名競争入札では市内業者を優先的に選定し、また一般競争入札においても、市内業者が参加できる条件を設定したり、市内業者が単体で施工が困難な工

事については、市外の経験豊富な業者と市内業者を組ませるJV方式を採用するなど、市内業者がより参加しやすい条件を設定している現状があります。

こういった牛久市の発注に対する考え方が、必ずしも第三者に受け入れられるかは不透明であり、公平・公正な入札及び契約の執行と市内業者の優先的な選定との関係性については議論していかなければならないと考えてございます。

第三者機関の設置につきましては、その有効性を認識しておりますが、さきに述べたような課題もあることから、今後、議員各位の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 検討するというのは、検討したけれどもだめだったというような言い方もあるんですよ。これは利点というものを述べられているのですから、当然、設置の方向でやるべきだと。なぜまたこういう問題を取り上げるかといいますと、入札の問題、今係争になっていますね。指名を外された、何年も外されているということで裁判がやられております。そして、また随意契約、これまで3年だったものが5年になったり、それが5億円を超えるような契約になったり、市民誰が見てもおかしいんですよ。それを先ほども言いました。ほとんど職員がかかわってやっているんですよ。それがこういう結果を生み出して、市民に不透明だと、不公正だという認識を与えているんですよ。

まだ多くの自治体が、特に県と、都道府県と政令指定都市は全部第三者機関を設置しているのですが、各市町村等についてはまだまだこれからという状況、それで設置をした団体の第三者機関に期待する役割、これは透明性の確保、競争性の向上を掲げる団体が6割を占めているんですね。入札業者に対する多角的な見地からの提言などを上げる団体が24団体、発注業者の申請の排除を妨げる団体が、これは18団体、これら3つがほとんど期待しているところ、団体であります。多少ですが、入札契約・業務執行に対する不当な圧力や不正、これらを第三者機関に期待をしているところが5団体ありました。ということは、この5団体というのは、こういった方向が見られるということ。

このように、第三者機関に対する評価というのは非常に高いのです。先ほども言いました、牛久市にはいろいろな問題があります。市長みずから議場の答弁で、指名業者発注には地の声が働いているなんていうことを議場で平気で言うということ自体、これはもう異常です。

そして、また随意契約の問題にしる、これも透明性が確保されているというふうに私たちは思っておりません。新しい市長になって、これから公平・公正、そして透明性の入札制度を実施していくためには、第三者委員会、これは大体全国的に弁護士等を含めて5名だそうですが、それに年4回程度、だから定例会ごとであるわけですね、開かれるというような形でやられて

おります。

市長にお尋ねします。公平・公正・透明性が高い第三者委員会設置に期待するという形で、設置する方向での検討ができるかどうか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もこの職について半年たちましたが、私はとにかく職員から上がっている、それから契約とか、そういうのが上がってきたときには、私が市民の方に説明できるものでなければ判こを押しませんと最初に申し上げました。そして、それでいろいろな指名、決裁、上がってきます。それで、それから今度職員らの話を聞いて、職員らも見識ある人と私は信じております。その職員が、上がってきたものは全ていいものと限りませんけれども、ただ、そこでそういうもの話をしながら、そして私もその職員に対して仮にどうなのこれという話は、私はできません。というのは、どうですか、これを入れたいのだけれどもと言ったら、その人だって、え、何でそうなのという形で話は来ると思っています。その人の、私は私に対する、何ていいますか、尊厳を疑われるということは私もしたくない。お互いそういう気持ちであれば、不正なことは、私はお互いの尊厳を大事にすれば、そういうものはないと私は信じております。

また、この第三者委員会ですけれども、先ほど課長が言いましたけれども、とにかく業者が少ない。私もこれほどいろんな検査報告を見ましたけれども、業者が上がってきましたけれども、やはり今までの何ていいますか、そういうもののやり方において、非常に業者が少ない。5社選ぶところを、変な話、3社ぐらいしか市内業者がないという、何とも悩ましいことがございます。なので、私も市の業者にしようとしたら、確かに単価的ないろんな問題はありますが、極力できるものであれば、市の業者に指名入札をしてほしい。それは私の大きな思いでございます。

ですから、そういうことで、第三者委員会のいいものと、それから第三者委員会になっても悩むものとございますので、私は今、お互いのそういう職員と私のそういうものの尊厳という気持ちを大事にしながら、契約とかいろんなことに当たっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 第三者機関、第三者委員会の問題で、どうも誤解している面があるんじゃないかと思うのですが、入札が終わって工事が終わってから、それからその工事自体が正しかったのかどうかということであって、第三者機関が業者を指名するということではありませんから、その辺のところは誤解なきように。例えば去年の12月議会等で問題になった随意契約の3年を5年に延ばした、5億円になったという問題について、これが契約が終わっ

た後にどうであったのかというのを第三者委員会が検討して、それは行き過ぎだろうとか、いや、正しいだろうとかという意見を具申する、これが第三者機関ですから、この第三者機関を持って、例えば牛久市内の業者に発注はするとか、そんな圧力はもうかけるところではないですから、それはもう担当課でよく知っていると思うんですね。

ですから、終わった後の問題ですから、指名業者が、例えば指名入札で全てが牛久の業者であったと。それで、A社が落札して工事をやって終わったと。それに対して、第三者機関がこれはおかしいなんていうこと自体が、全部1社ずつ比べてみて、それで適正に落札したならば、そんなことは出てこないわけです。ですから、そういった、終わった後に対する検証ですね、それをすることによって、不正とかそういったものがなくなってくると。

先ほど言いました、その元幹部職員が電話してくるという話ですね、これは非常に、私はそれを聞いて驚きましたよ。そういったものにもかかわったら、これはどういうことになるのかと。もしかかわれば、そういった問題も第三者委員会で明らかにされてくるというふうに思っています。

だから、公平・公正・透明性というのは、工事をやる前、入札をやる前のものじゃなくて、終わった後の問題です。ぜひこの辺のところを間違えないように検討していただきたいと。

続きまして、税金の滞納処理の問題でお尋ねをいたします。

現在の税金と滞納処理、どのような状況で行われているのか、現状をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） それでは、お答えいたします。

税金等の滞納処理についての現状ということですが、課税された税金を納付期限内に納付されない状況、これを滞納といいます。そして、期別ごとに滞納になると、税法で納付期限後20日以内に督促状を送付することになってございます。また、延滞金は罰則的な意味合いから納付期限の翌日から起算して、滞納の本税を完納する日までの日数に応じ、本則では最初の1カ月が年率7.3%、それ以降は14.6%を乗じて計算した金額を本税と合わせて納付いただくものです。しかし、現在この割合は、本則より軽減された割合を使用し、平成28年1月1日からは、最初の1カ月が2.8%、それ以降は9.1%を乗じて計算した金額となります。

次に、平成27年度に繰り越しされた滞納税額ですが、約19億4,000万円、滞納者は7,429人となっております。このうち茨城租税債権管理機構に移管中のものが73人で約1億5,400万円です。なお、平成26年度に実施した差し押さえは、不動産、預金、給与、年金等、合計674件、差し押さえ額は約1億8,500万円となっております。

それから、1年以上の累積滞納者に対する徴収業務ですが、納付期限から2年以内の滞納に対する催告、こちらは6月、9月、11月、翌年2月の年4回行っております。催告書の内容

も、最初は納付依頼から徐々に厳しい言葉になってきて、差し押さえ予告まで段階的に行っております。滞納者と完納に向けた納税相談を実施し、その結果として完納になる見込みが立つようにしておりますけれども、そうでない場合は滞納処分を実施するということになってございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 税金を払うというのは国民の義務であります、ここで1つ、いろいろ私どものほうに意見が寄せられているのは、市の職員の対応が悪いということですね。公務員の役割について、憲法15条の2、全て公務員は全体の奉仕者、地方公務員法第30条、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと。私が聞いている限りは、この下のほうですね、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないと、これに偏っているような感じはします。

税の滞納処理の問題、サラ金の取り立てよりひどいというふうにも言われております。その1つは何かというと、住宅ローンやサラ金などの滞納は、最終的には自己破産すれば全てなくなるのです。ところが、自己破産してもなくなるのが税金です。何年か滞納して役所に来ると、税金の滞納者には罵詈雑言で人格を深く傷つけられたと、何人かの人に聞いております。

納税義務は国民の定められたものであるのは当然のことですが、だからといって人格を否定するような罵詈雑言はすべきではありません。公務員の役割を認識していないと言わざるを得ないわけでありませう。

例えば土浦市の歯科医が税を滞納し、その処理が茨城県租税債権管理機構の手に渡りますと。そして、その債権管理機構から診療報酬などを差し押さえられた。非人間的な徴収に精神的に追い詰められ、2015年1月、みずから命を絶ったということでありませう。新聞報道もされました。その遺書には何と書いてあったかということ、税金を払うだけの人生はむなしと書かれておりました。

このようなことが絶対にあってはならないと、私どもの聞いていることと担当課の対応とは違うと思ひますが、この点についてどう思ひるか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 今の議員の厳しいお言葉がありましたけれども、我々総務部、収納課からすると、やはり徴税吏員という資格を市長からいただひていまして、徴税吏員としてやはりまずはきちんと納税をしていただひ。ただし、先ほど申しましたように、いろんな理由で払えない場合、当然あるかと思ひます。それはきちんと相談をさせていただひておひます。その中でも、例えば全然こちらから催告しても何の音沙汰もないなんていう場合、それからい

ろんな条件はあるのですが、そういう場合はやはり茨城租税債権管理機構と相談して、そちらに上げるという案件もございます。

ですから、窓口で、我々としましては窓口で、その方の財産とかそういうものをいろいろお聞きした中で、この方はじゃあどういふ相談をすればいいか、どういふところに案内すればいいかというのを考えてやっているつもりであります。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 罵詈雑言の話ね、これはそういう言葉を浴びさせられた人から私が聞いているわけですよ。そういうことをしていないと言ったって、何人もの人からそういう話を聞いているのです。先ほど言いました地方公務員の仕事というのは、全ての市民全体の奉仕者です。市長がかわる前は1人の奉仕者だったような気もしないではないのですが、全体の奉仕者である以上、滞納するのが悪いというような言い方、役所に来て納税の相談をしているわけですよ。そこで払わないのは悪いかんなんとかって、サラ金とか闇金で目ん玉1つ売ってこいなんていうようなことはないでしょうけれども、それに近いような言い方をするとということで、私らのところに来るわけです。本当は税を滞納したときに私らのところに来てもらえば、まずは納税相談に行けということで、私たちは紹介をして行ってもらおうようにしているのですが、私らに来るときは、大体1年、2年たった人が来るもので、大変な状況になっているわけですね。

そういう方々が一生懸命説明しても全く聞く耳を持たないと。それで、先ほど言った茨城県の租税債権管理機構ですか、そちらのほうに渡されると。実際、私もついていきました。あそこは何をすところかといったら、まずは徴収、頭からあるのは差し押さえ。この金額、全額今払えと、払わなければ差し押さえだと、そういう言い方から始まってくるんですよ、あそこは。私はその、あんたらは血も涙もないのかという形で言ったら、その方は、その方というのは向こうの担当者、茨城県の人ですよ、本当に悔し涙を出していましたけれども、そこまでやるような状況です。債権機構に行ったら、市のほうが納税相談を受けるような状況ではないですよ。あんなひどいところはないです。だから、先ほど土浦のことを取り上げました。それを前に何らかの手だてができるはずだということ。

そういうことをしっかりと認識してもらいたいということで、担当課の方には資料等も示して、例えば厚生労働省のモデル事業等として、生活困窮者自立促進支援法という法律に基づいて、いろいろな施策がされているわけです。その中には、税金の滞納、国保税の滞納をどうするのか、そして就職のあっせんとか、いろんな問題を相談を受けて、そして滞納がないように、少しでも税金が払えるような形で支援をしているというところ、私どもが調べたところは今、滋賀県の野洲市と神奈川県川崎市の川崎市ですね。こういった方向で、ただ収納課だけの問題では、

これはなくなってくるんですね、そうしますと。野洲市については、本当に市役所全体でアンテナを高くして滞納状況を調べて相談を受けていると。役所のほうで実際に水道料金を払わない、ガス料金を払わないからといって、納税相談を受けてはいいですね。

実際に、例えば年間に100万円、市県民税、国保税、固定資産税、そのほかに税金もありますけれども、この3つで約100万円の税金を払わなきゃならないと、月に約9万円ですね。それが1年滞納されると、先ほど部長が言われましたけれども、最高額は14.6%、今は9.1%ということで担当は言っておりましたけれども、悪質だと思ったら14.6%になるんですね。それを100万円の税金を払わなくて1年間滞納したら109.1%。そうすると、約210万円ですね、払わなきゃならない。1年間で、1年間払えなかったものが次の年に倍以上になって、払えるわけじゃないですよ。こうなる前に、役所のほうでそれなりの対応をしなければならぬ。そういうことをして、担当課をつくってやっているのが、滋賀県の野洲市。また、ちょっと違いますけれども、神奈川県川崎市の川崎市なんです。これは今すぐつくれと言っても無理なのはわかりますし、相当な時間がかかると思います。そして、また厚労省のこれらのモデル事業というものを参考にしながらやっていかないとできないというものもわかります。

しかし、牛久市から税金滞納で自殺者を出すなんていうことは、絶対にあってはならないわけですよ。先ほど私が言いました罵詈雑言の問題について、その彼は、泣きながら私らの控室に来ました。自殺も考えていると。もう払えないと。払えないのに払え、払え、差し押さえだ云々で、自殺も考えるしかないということ。死ぬと言ってあんまり死んだ人はいないのですが、そういうことまでもう考えざるを得ないところまで追い込まれているんですよ。そういう追い込まれている人に対して、市のほうとしては救いの手というのは一切出していないわけですよ。何しろ差し押さえ、差し押さえ。払え、差し押さえ。こういう体制というのは、私は公務員として本来の仕事ではないというふうに思うのですが、先進事例も含めて、この問題について積極的な対応をしてもらいたいと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） それでは、私のほうからただいまの御質問に対してお答えいたします。

まず、先進事例の導入検討ということでございますけれども、私どものほうも滋賀県野洲市で取り組まれている生活困窮者自立相談支援事業につきましては、生活困窮状態から脱却するまで、市役所内外の関連機関ですね、それと協力して総合的に行う支援事業として認識はしております。

現在、督促状とか催告書で滞納に気づき、納税相談に来られた方で、多重債務で悩んでいらっしゃる方に対しましては、まず関東財務局の水戸財務事務所、茨城県の消費生活センター、

牛久市の消費生活センター、それから弁護士等に相談するよう御案内を申し上げております。また、市のほうに直接納税相談に来られた方で仕事がないとか、無年金、あるいは病気等で、そういったいろいろな理由で生活に困っている方に対しましては、社会福祉協議会の生活困窮者に対する総合相談窓口で御案内申し上げますけれども、今後もこういった福祉部門とか、市役所内外の関係機関と連携してまいります。

その野洲の話ですけれども、それは体系的にマニュアル的なものがあって、そういう徹底されているということもあるかと思えます。牛久市役所も実質的にはそういう内容のものをやっておりますので、その辺はもう今後、担当が変わったときにおきましても、そういったことが徹底なされるようにマニュアル等をちょっと検討していきたいと思っております。

生活困窮の方に対しまして、これからもそういった内容を含めまして生活相談、まずその納税ができない方には納税相談、まずは本来であれば窓口にもう最初、もうこの先納税することが困難だろうと考えたときに、先ほど議員がおっしゃったように、1年、2年後ですと、もう本当に大変になってしまいますので、そのときに窓口に来ていただいて御相談していただければと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私たちが相談を受けた場合は、例えば月に何万も払わなきゃならないような滞納であったとしても、相談をして払えるだけのもの、毎月必ず払えるだけのもの、払うような形で納税相談をしてくれと。この間話をしたのは、月々5,000円払えるかというふうにしたら、払うということで相談に行ったかと思うのですが、その後ちょっとよくわからないのですが、その前受けた人は、月々6万円払うという話、6万5,000円だったかな。1カ月の給料が19万円程度です。それで6万円払うというのは、本当に生活は大変です。それでもちゃんと約束をして、その契約書に名前を書いて、それで毎月今支払っています。

私たちが相談を受けた場合は、もう税金はチャラにしろということではない。何しろ払える努力をどうにかしてもらいたいということで私らもやっているのです、ぜひ市のほうもその分納についてはもっと積極的にね、滞納したから払え、払え、督促状を払って差し押さえだじゃなくて、例えば納期に2万円払わなきゃならなければ、5,000円でも1万円でも払う意思があれば、それはもう金利もそんなに上がってくるわけじゃないというふうに思いますので、この辺のところなのです。

それらのことを、これは収納課でやるというのはちょっと難しいとは思いますが、ただ、先ほど言いました、その国のほうの法律ですね、例えば生活困窮者自立支援促進の要綱だとか、自立相談の要綱、就労準備の要綱、そして家計相談の要綱と、いろいろな項目の相談を受ける

要綱というものが、国のほうのあれに出ている。一番特徴的なのが、私はこういうものが出されているのかと思ったのですけれども、自殺対策という要綱もあるんですね。ですから、生活困窮者イコール、イコールではないですね、自殺という可能性もあるというふうには、国でもそう思っているんですよ。今まで牛久ではそういうことないですからいいのですけれども、ただ、これからどうなるかわからない。

さらに、来年消費税が10%に上がり、不況が長引いた場合には、税金を払えない人が多数出てくる可能性も考えられます。そして、退職した人、前年度は例えば何百万円か税金を払っていた人が、職がなくなれば次の年はもう払えなくなるわけですから、同じ金額はね、税金というのはもう次年度の収入に応じて払うわけですから、その中で積極的にその対応、今担当課のほうではもう当然この検討は無理だと思うので、副市長が言われたように、ぜひ各担当課、そしてアンテナを高くして、野洲市は不動産業者と協定を結んで、家賃が1カ月払わなかったらすぐ役所のほうで対応するというようなこともやっているようであります。どうも聞くと、払えない人は悪だというような考え方がね、どうもちょっとあるような、私は気がしてしようがないのですが、この点についてはぜひ来年度から、この生活困窮者の自立支援に対する法律に基づいて、先進事例を参考にしながら、そして取り組んでいってもらいたいと。牛久市から税金の滞納で自殺者を出さないためにも、ぜひお願いしたいと思います。

来年度から始めてもらえるかどうか、ちょっとその点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 先ほど申しましたとおり、現在、完全ではないにしても、そういった方向で実務処理、対応しておりますので、来年度、実際その体系的にまとまった、先ほどの不動産業者との連携とかといった部分は、そんなにすぐにはできないとは思いますが、そういう方向でできるように、来年1年、ちょっとしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 次の機会に再度、同じ、同等のような質問をさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、18番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時46分散会

